

埼玉県 こども・若者計画

令和7年度～令和11年度



ごあいさつ

社会の大切な宝である「こども・若者」が希望を持って健やかに成長することは県民の願いであり、こども・若者、子育て支援に係る取組を進めることは県の責務です。

県では、こどもを生むことや、育てることに希望が持てる社会づくりや、こども・若者が夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会を目指し、令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「埼玉県子育て応援行動計画」及び、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定し、取組を進めてまいりました。

また、令和５年に「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」及び「こども大綱」が定められたことで、こどもたちの権利擁護や、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこと、こども・若者・子育て支援に関する取組や政策を社会のまんなかに据えて進めていくことが国の方針として示されました。

県においても、こども・若者が有する権利の保障や、こども・若者の健やかで幸せな成長、保護者・養育者等が幸せに過ごすことのできる社会の実現を目指していくことを定めた「埼玉県こども・若者基本条例」を、令和６年１０月に施行しました。

このたび、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」を踏まえた新たな計画として、「埼玉県子育て応援行動計画」及び「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を統合し、令和７年度から令和１１年度までを計画期間とする「埼玉県こども・若者計画」を策定しました。

本計画は、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」及び「こどもを生むことや、育てることに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」を将来像とし、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとしております。

私は、県民の皆様とともにこの計画を推進することによって、こども・若者や子育て当事者を含む、全ての県民にとって「日本一暮らしやすい埼玉県」を築いてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県児童福祉審議会委員をはじめ、関係者の皆様や県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和７年４月



埼玉県知事 大野元裕

目 次

計画の構成

第 1 章 総論	1
Ⅰ はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 EBPM に基づく施策立案と計画の進行管理、公表	3
Ⅱ 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状	4
1 社会の状況	4
2 子育てや就労をめぐる状況	11
3 こどもの貧困の状況	20
4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	22
5 こども・若者をめぐる状況	28
Ⅲ 将来像	43
第 2 章 施策の展開	46
計画の体系	47
① こどもの権利擁護、意見の反映	50
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり	50
(2) こども等が意見を表明する機会の確保	51
② 居場所づくり、社会的活動の参画支援	51
(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援	51
(2) こども・若者の社会形成への参画支援	52
③ 親と子の健康・医療の充実	53
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	53
(2) 医療提供体制の充実	54
(3) 医療に係る経済的支援	55
④ 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	55
(1) 「こどもの貧困」対策の推進	55
(2) ひとり親家庭への支援	57
(3) 障害などのあるこども・若者への支援	58
(4) ヤングケアラーへの支援	60
(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	60
(6) 一人ひとりの状況に応じた支援	60
⑤ 児童虐待防止・社会的養育の充実	62
(1) こどもを虐待から守る地域づくり	62
(2) 社会的養育の充実	65
⑥ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	69
(1) こども・若者の自殺対策	69
(2) インターネット対策の推進	69
(3) こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策	69
(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	70

(5) 非行防止と立ち直り支援	72
⑦ こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	73
(1) こどもまんなか社会への気運醸成	73
(2) こども政策 DX の推進	74
(3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進	74
(4) 子育てしやすい住環境の整備	75
⑧ 結婚・出産の希望実現	76
(1) 結婚を望む人への支援	76
(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	76
(3) プレコンセプションケアの推進	76
⑨ 「子育て」と「子育て」の支援	76
(1) 家庭の子育て力の充実	76
(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	77
(3) 質の高い幼児教育・保育の充実	80
(4) 学校教育の充実	81
(5) 自立的な子育ての支援	86
(6) 子育てに係る経済的負担の軽減	87
⑩ 未来を切り拓くこども・若者の応援	87
(1) 若者の職業的自立、就労等支援	87
(2) 若年者の経済的自立の支援	88
(3) グローバル社会で活躍する人材の育成	89
⑪ こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	89
(1) 分野横断的な支援人材の育成	89
(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	90
⑫ ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	90
(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	90
(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	91
埼玉県こども・若者計画における指標	92
 別表 1：子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等	100
別表 2：「指標 里親等委託率」の推計	123
参考資料：埼玉県こども・若者計画の策定経過	124
参考資料：関係法令	161
用語解説	190

第 1 章

総 論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

全てのこども・若者（*1）は、誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在です。そのため、誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、安心してこどもを生むことや、育てることができる環境をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。

こども・若者、子育てへの支援が求められる中、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、基本理念として全てのこどもの基本的人権の保障、意見表明や教育を受ける機会の確保、地方公共団体がこども等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずることなどが定められました。さらに令和5年（2023年）12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会（*2）」を目指すことが掲げられています。また、令和6年（2024年）10月には議員提案による「埼玉県こども・若者基本条例」が施行され、子育て（*3）・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められました。

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。令和5年（2023年）の本県の合計特殊出生率は1.14（全国41位）と全国平均1.20を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向は続いています。また、いじめや不登校、貧困など様々な困難を有するこども・若者の問題への対応とともに、ヤングケアラーの問題の顕在化や性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

本県ではこれまで「埼玉県子育て応援行動計画」及び「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」において、こども・若者、子育てに係る取組を総合的に実施してまいりましたが、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画」（以下「本計画」という。）（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定しました。

本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会づくりを進めます。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



2 計画の位置付け

本計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法、埼玉県こども・若者基本条例に基づき策定する「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知（*4）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知（*5）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表

施策の立案に当たっては、客観的データなどのファクト（事実）により現状を把握・分析し、得られたエビデンス（合理的根拠）に基づいて施策立案を行う手法（EBPM（*6））を用いて、施策の有効性を高めます。そのほか、こども・若者、子育て当事者などの意見を聴き、施策立案に生かします。

本計画を着実に推進していくため、「埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議」に加え、プロジェクトマネジメントの手法を活用しながら、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

-
- * 1 本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用しているが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用する。
 - * 2 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こども大綱」より）
 - * 3 こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること
 - * 4 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）。成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針「成育医療等基本方針」に基づく計画策定指針を示したものの。計画の主体は市町村及び都道府県としている。
 - * 5 「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）。平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したものの。「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくこと等が求められている。
 - * 6 Evidence-Based Policy Making の略。客観的なデータ（エビデンス）に基づく政策立案

Ⅱ 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状

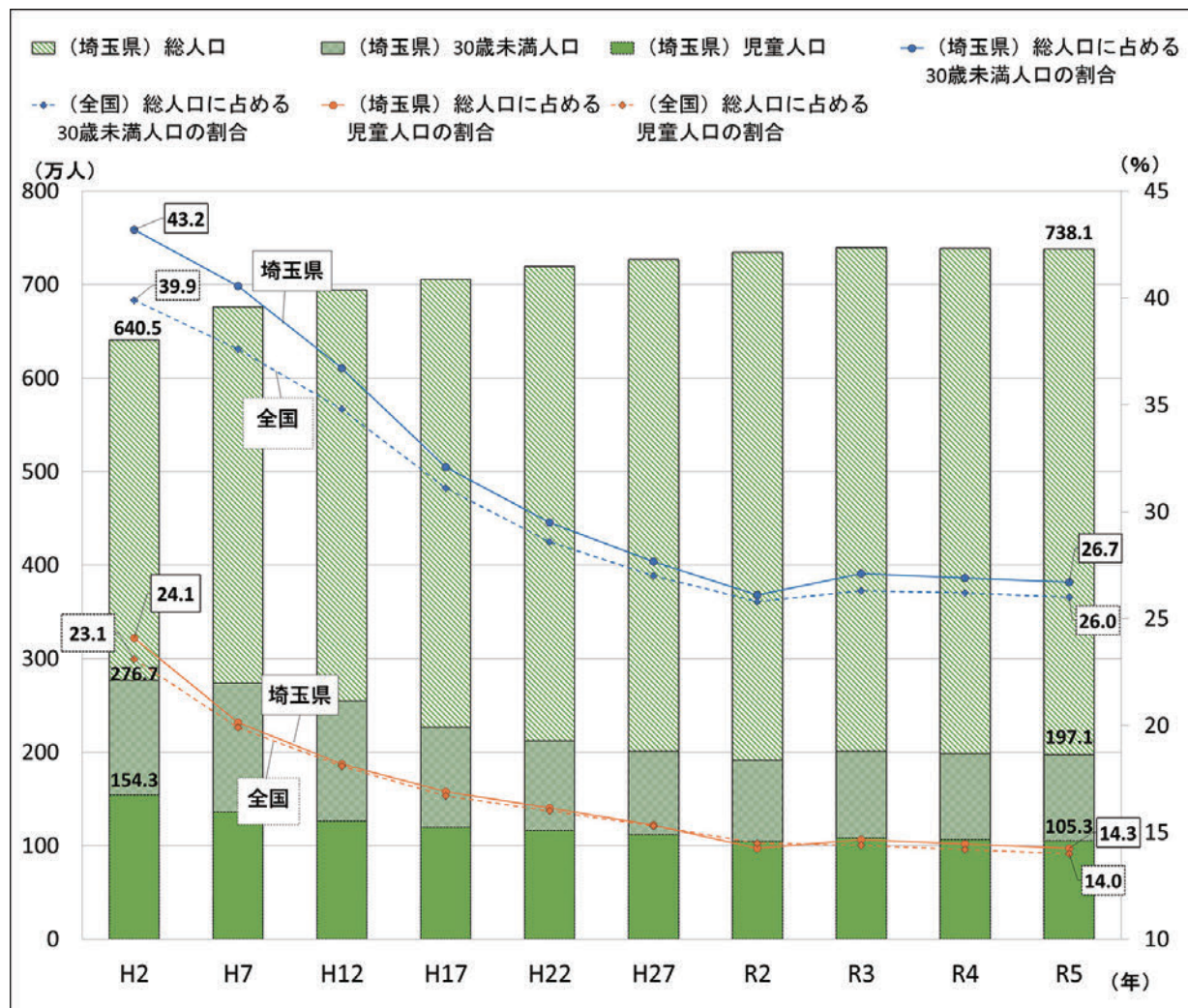
◆ 1 社会の状況

(1) 児童人口及び 30 歳未満人口の減少

本県における平成 2 年（1990 年）の 18 歳未満の児童人口は約 154 万 3,000 人、30 歳未満人口は約 276 万 7,000 人でしたが、その後、徐々に減少し、令和 5 年（2023 年）には児童人口が約 105 万 3,000 人、30 歳未満人口が約 197 万 1,000 人となっています。

また、平成 2 年（1990 年）の総人口に占める児童人口の割合は 24.1%、30 歳未満人口の割合は 43.2%でしたが、令和 5 年（2023 年）には児童人口の割合が 14.3%、30 歳未満人口の割合が 26.7%となっています。

(図表 1) 児童人口、30 歳未満人口及び総人口の推移（埼玉県）



(資料：平成 2 年～令和 2 年総務省「国勢調査」、令和 3 年～令和 5 年埼玉県「埼玉県町（丁）字別人口調査」、令和 3 年～令和 5 年総務省「人口推計」)

(2) こどもまんなか社会をめぐる現状

本県の県政サポーターアンケート（令和 6 年度）において、「今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて 24.1%となっています。また、「「こどもまんなか社会」を実現するためには、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会であることも重要です。あなたは、今の社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて 21.1%となっています。

さらに、本県がこどもを対象に実施したアンケート（令和 6 年度）において、「あなたは、学校や社会の中などで、自分の意見を言える機会（チャンス）があると感じますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えたこどもは合わせて 72.1%となっています。

(図表 2) 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合（埼玉県）

そう思う	3.7%
どちらかというと思う	20.4%
どちらかというと思わない	34.7%
そう思わない	30.7%
わからない	10.6%

(資料：令和 6 年度埼玉県「県政サポーターアンケート」 ※県内在住、16～49 歳)

(図表 3) 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合（埼玉県）

そう思う	3.1%
どちらかというと思う	18.0%
どちらかというと思わない	33.6%
そう思わない	39.3%
わからない	6.0%

(資料：令和 6 年度埼玉県「県政サポーターアンケート」 ※県内在住、16～49 歳)

(図表 4) 「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合（埼玉県）

そう思う	36.6%
どちらかというと思う	35.5%
どちらかというと思わない	14.0%
そう思わない	8.4%
わからない	5.5%

(資料：令和 6 年度埼玉県「さいたまけん★こどものこえアンケート」 ※県内在住、未就学児～高校生年齢相当)

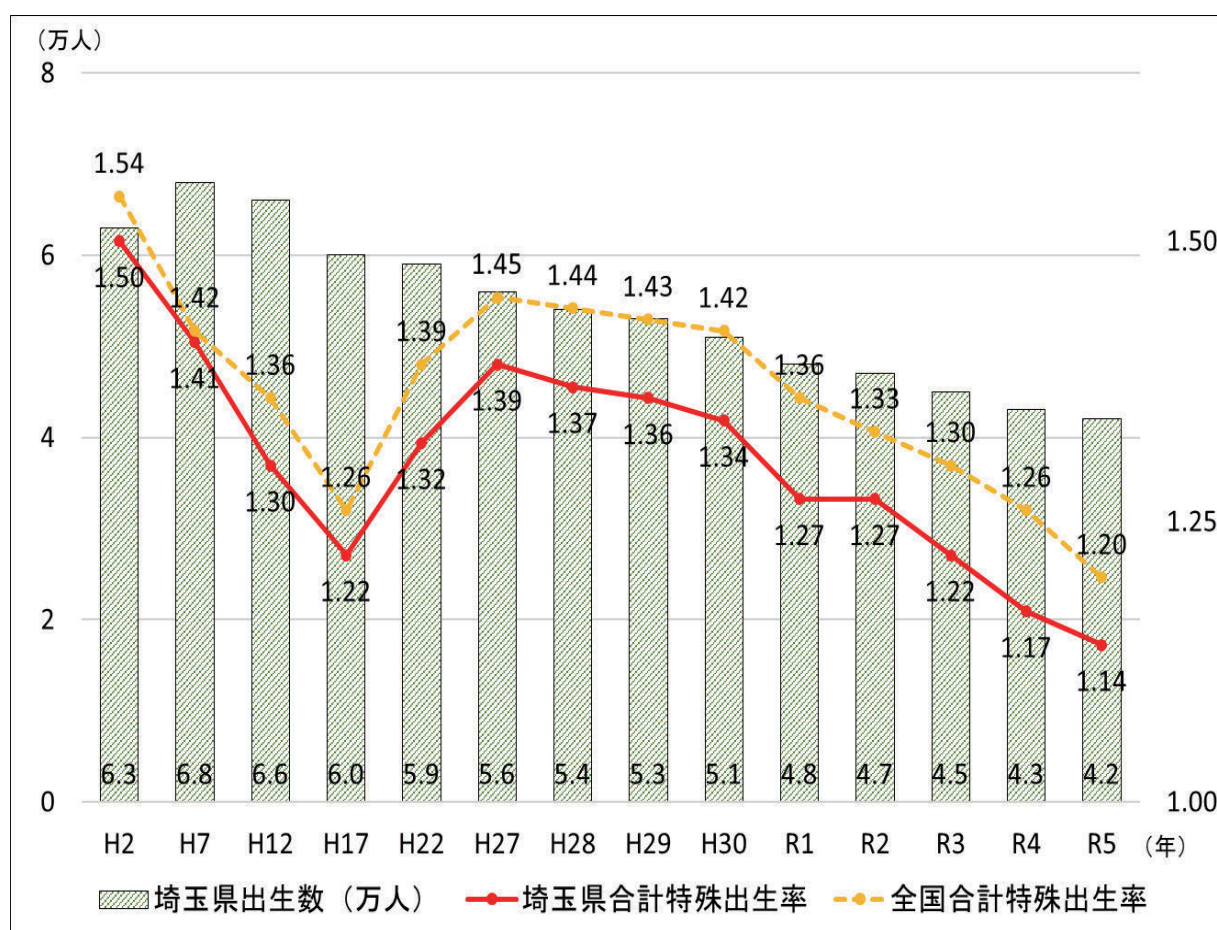
※ 端数処理の関係で合計が 100%にならないことがあります。

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。

本県における出生数は昭和48年（1973年）以降、平成2年（1990年）頃まで減少を続け、その後いったん増加したものの、平成12年（2000年）から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、平成2年（1990年）から平成17年（2005年）にかけて、1.50から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は減少が続いています。令和5年（2023年）は1.14で、これは全国の1.20を下回り、全国第41位となっています。

(図表5) 出生数及び合計特殊出生率の推移（埼玉県）

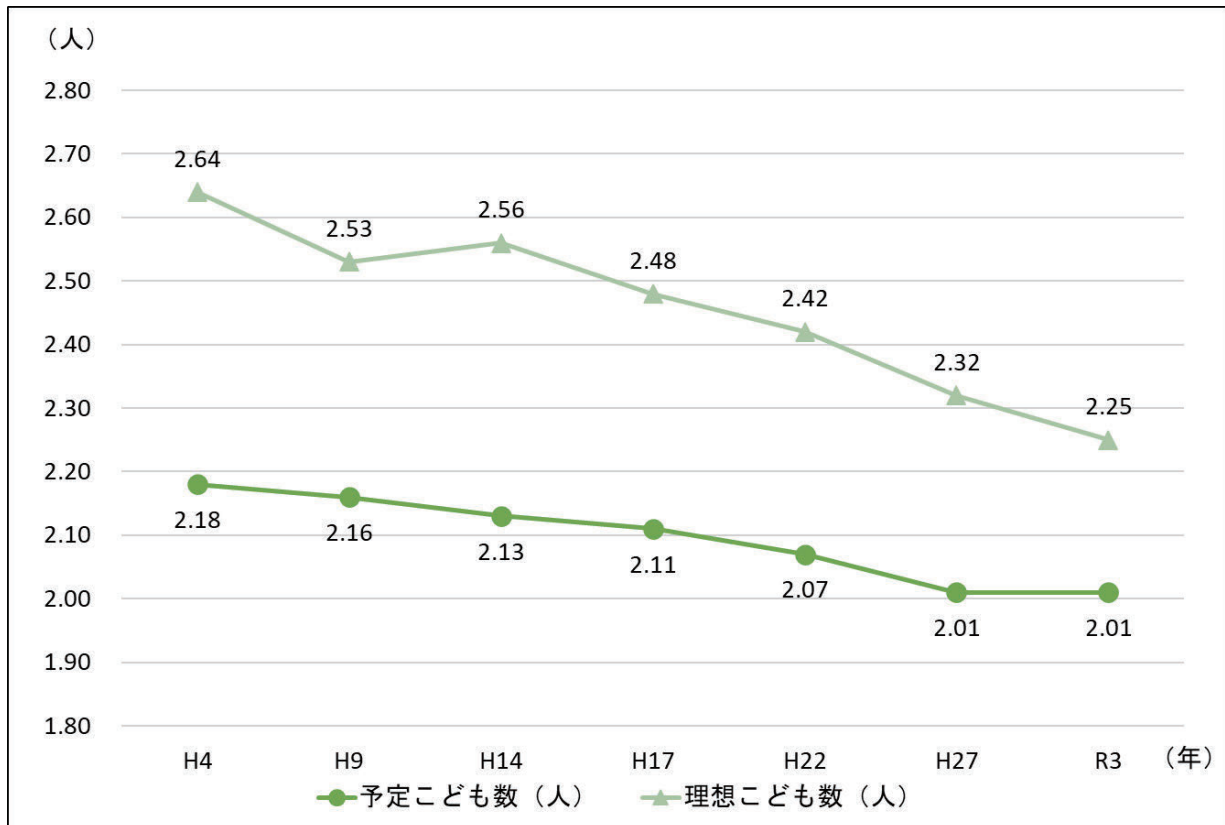


（資料：令和5年厚生労働省「人口動態統計」）

(4) 予定こども数と理想こども数

令和3年（2021年）における、全国の夫婦にとっての理想的なこどもの数（理想こども数）が平均で2.25人であるのに対して、実際に持つつもりのかどもの数（予定こども数）は2.01人となっています。

(図表6) 予定こども数・理想こども数（全国）

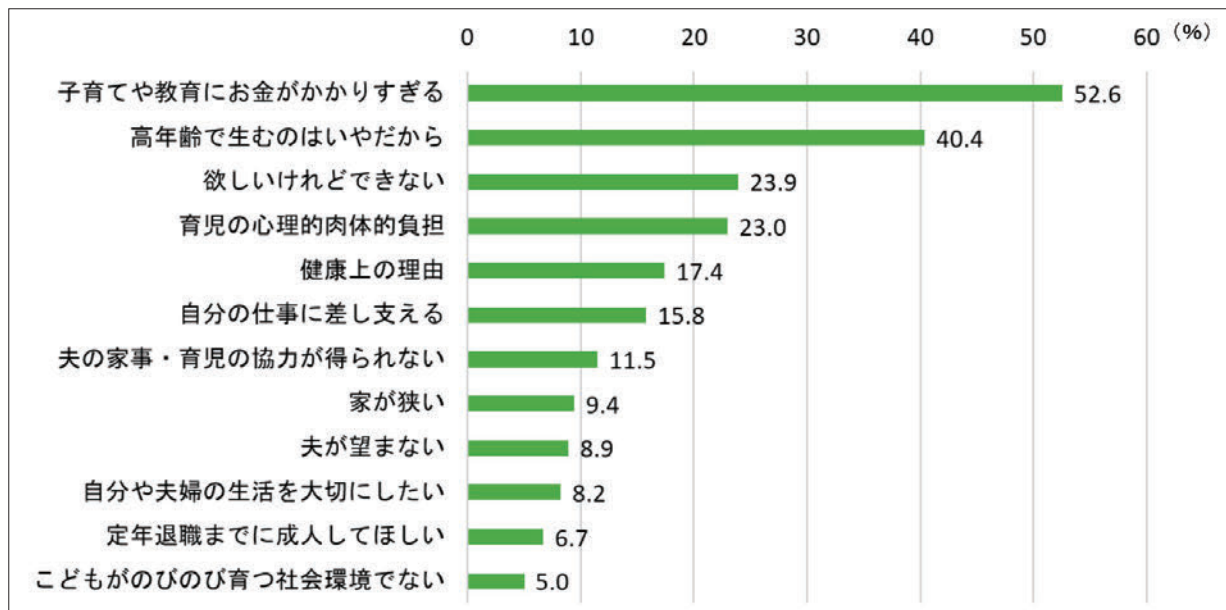


(資料：令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

※ 対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定こども数は現存こども数と追加予定こども数の和。理想・予定こども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。

予定こども数が理想こども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

(図表7) 予定こども数が理想こども数を下回る理由(全国)



(資料：令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

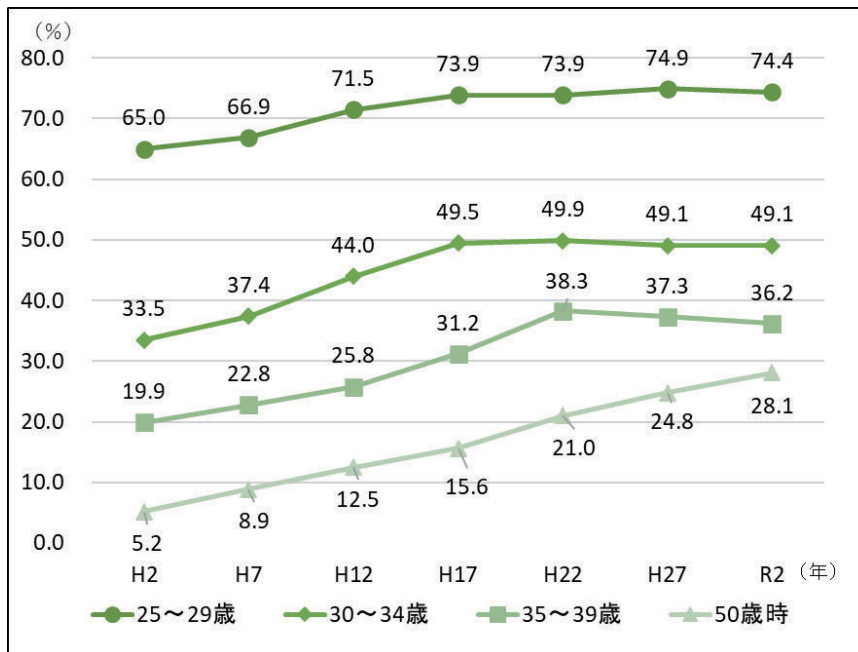
(5) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに上昇しています。男性では、平成2年(1990年)に25～29歳で65.0%、30～34歳で33.5%、35～39歳で19.9%、50歳時で5.2%であったのに対し、令和2年(2020年)にはそれぞれ74.4%、49.1%、36.2%、28.1%となっています。女性では、平成2年(1990年)に25～29歳で39.1%、30～34歳で12.1%、35～39歳で5.8%、50歳時で3.0%であったのに対し、令和2年(2020年)にはそれぞれ64.0%、35.3%、23.2%、15.8%となっています。

令和2年(2020年)において、本県の男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は25～29歳、30～34歳の各年代において全国平均よりも未婚率が高くなっています。

未婚率の推移（埼玉県）

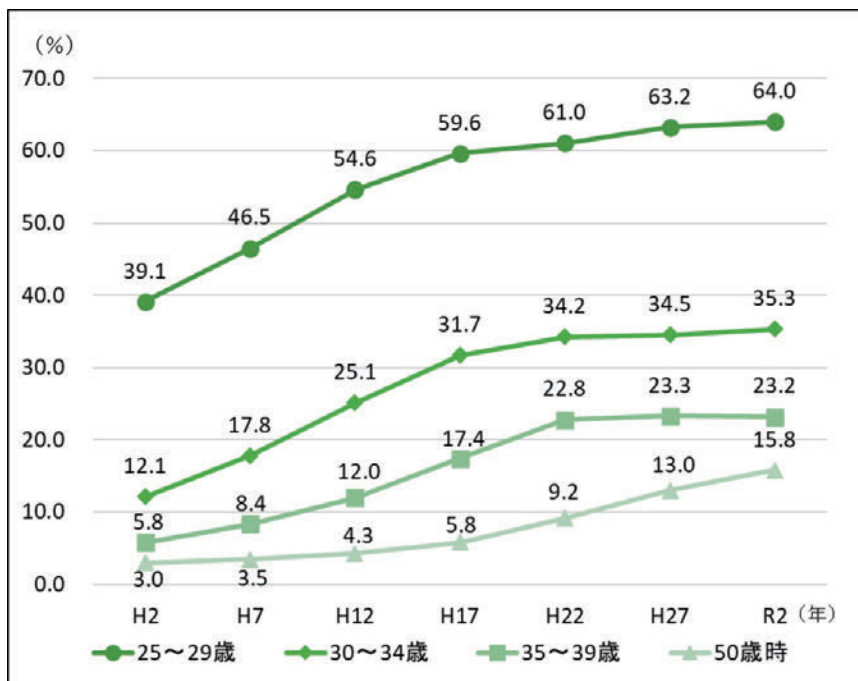
（図表 8－1）①男性



全国（令和 2 年）	
25～29 歳	72.9%
30～34 歳	47.4%
35～39 歳	34.5%
50 歳時	25.7%

（資料：平成 2 年～令和 2 年総務省「国勢調査」）

（図表 8－2）②女性



全国（令和 2 年）	
25～29 歳	62.4%
30～34 歳	35.2%
35～39 歳	23.6%
50 歳時	16.4%

（資料：平成 2 年～令和 2 年総務省「国勢調査」）

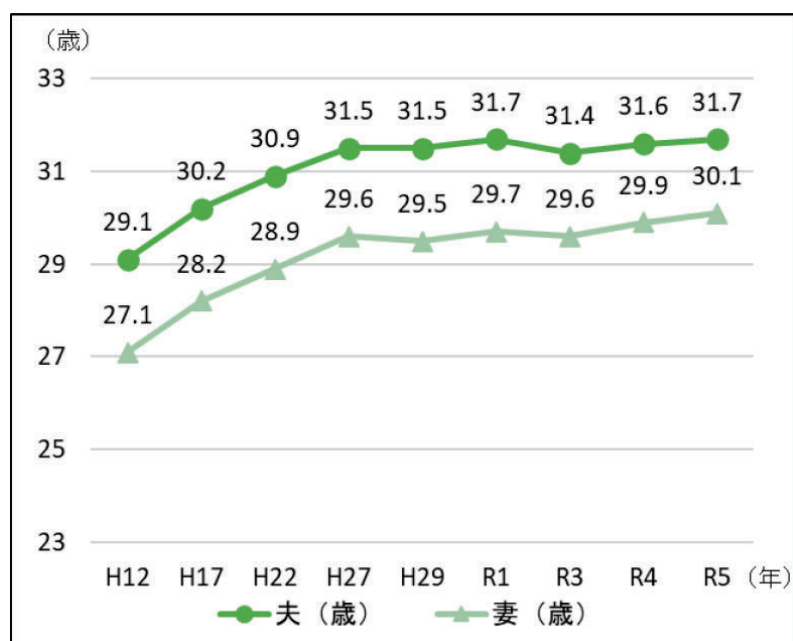
(6) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成12年(2000年)の29.1歳から令和5年(2023年)には31.7歳に、妻の初婚年齢は平成12年(2000年)の27.1歳から令和5年(2023年)には30.1歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

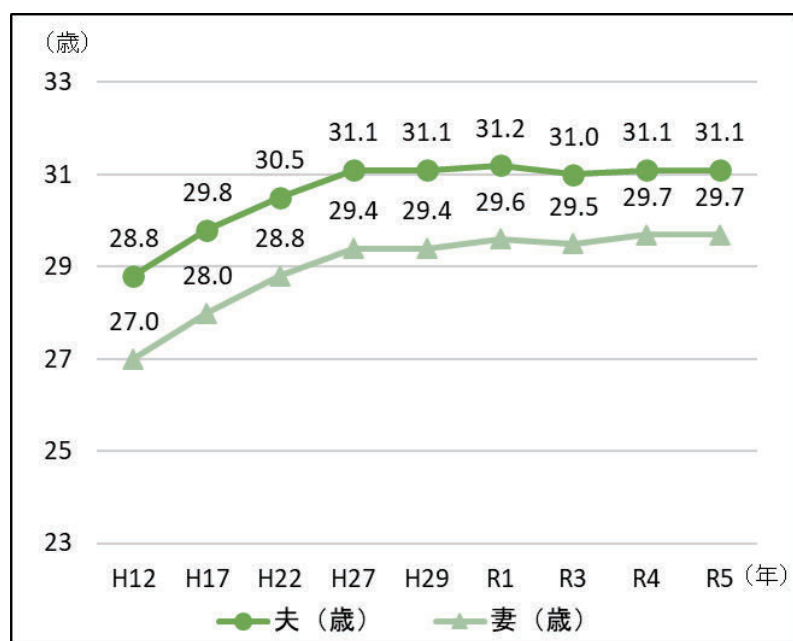
本県における第1子出産年齢は、平成12年(2000年)の28.3歳から令和5年(2023年)には31.2歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

平均初婚年齢の推移

(図表9-1) (埼玉県)

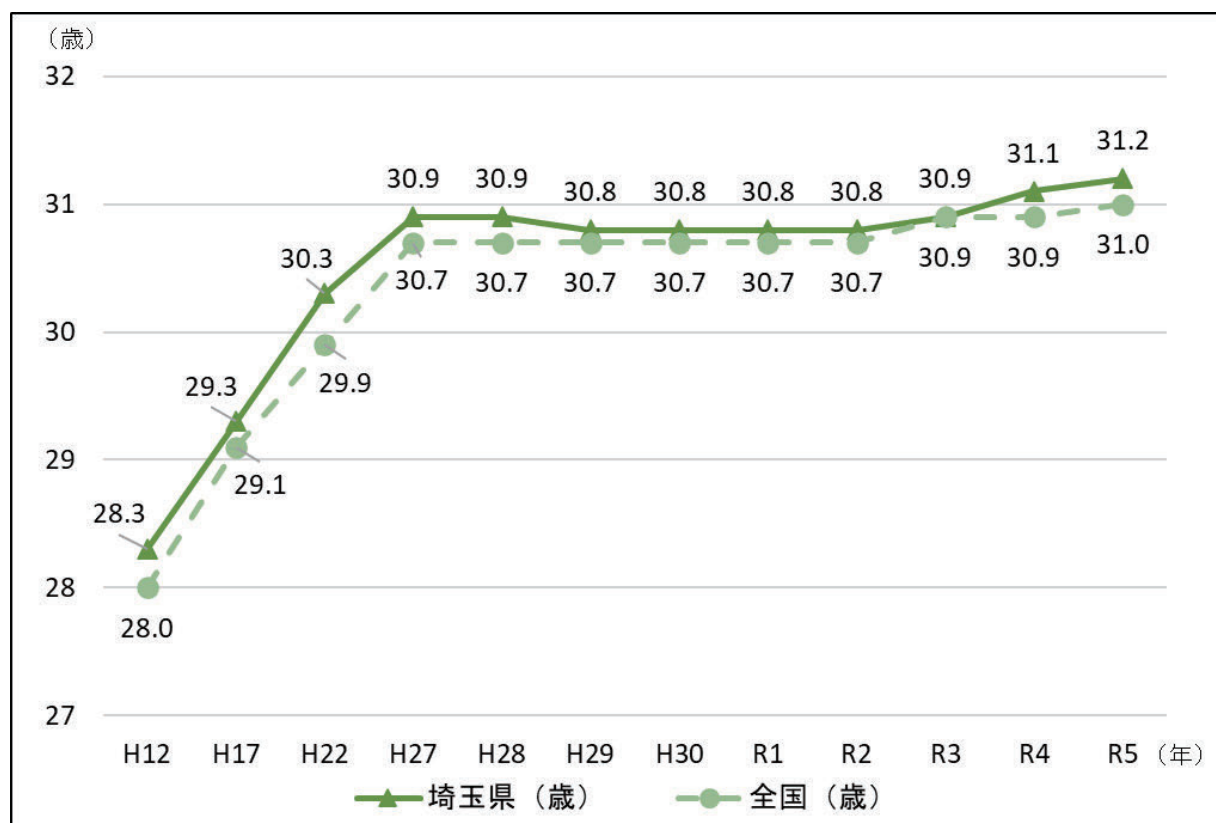


(図表9-2) (全国)



(資料：令和5年厚生労働省「人口動態統計」)

(図表 10) 第 1 子出産年齢の推移 (埼玉県、全国)



(資料：平成 12 年～令和 5 年厚生労働省「人口動態統計」)

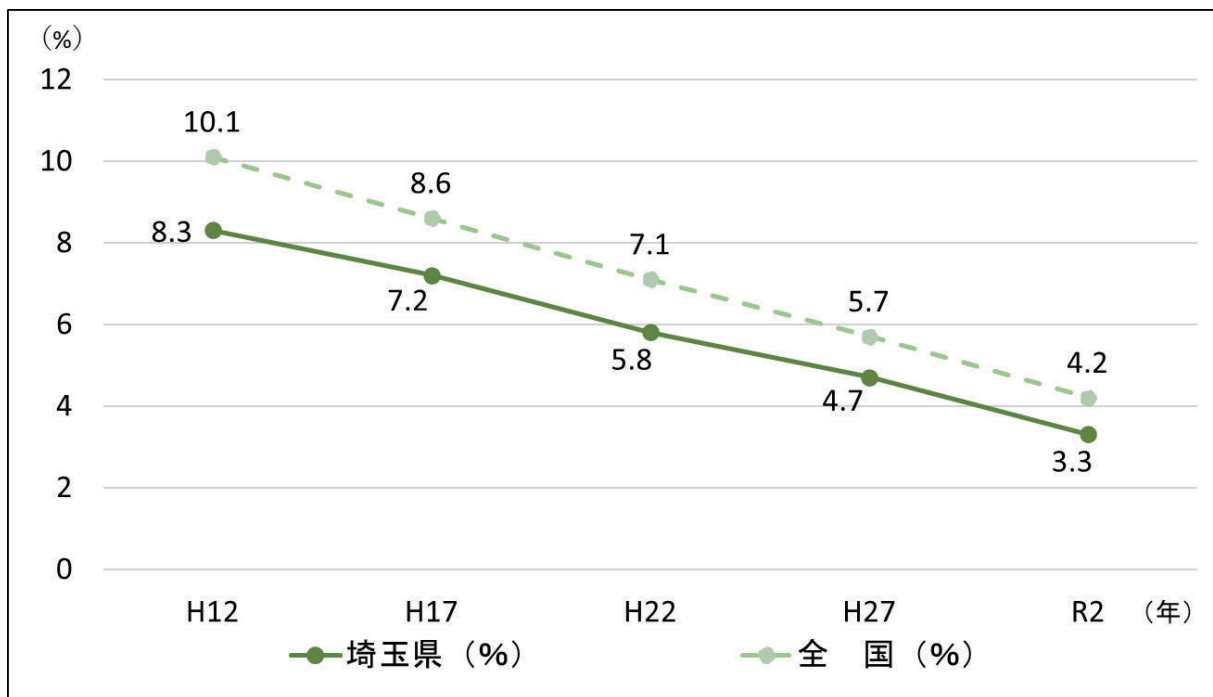
❖ 2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的に減少しています。本県においても、全国平均を少し下回る水準で減少傾向にあり、平成 12 年（2000 年）の 8.3% から令和 2 年（2020 年）には 3.3% となり、子育て中に親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

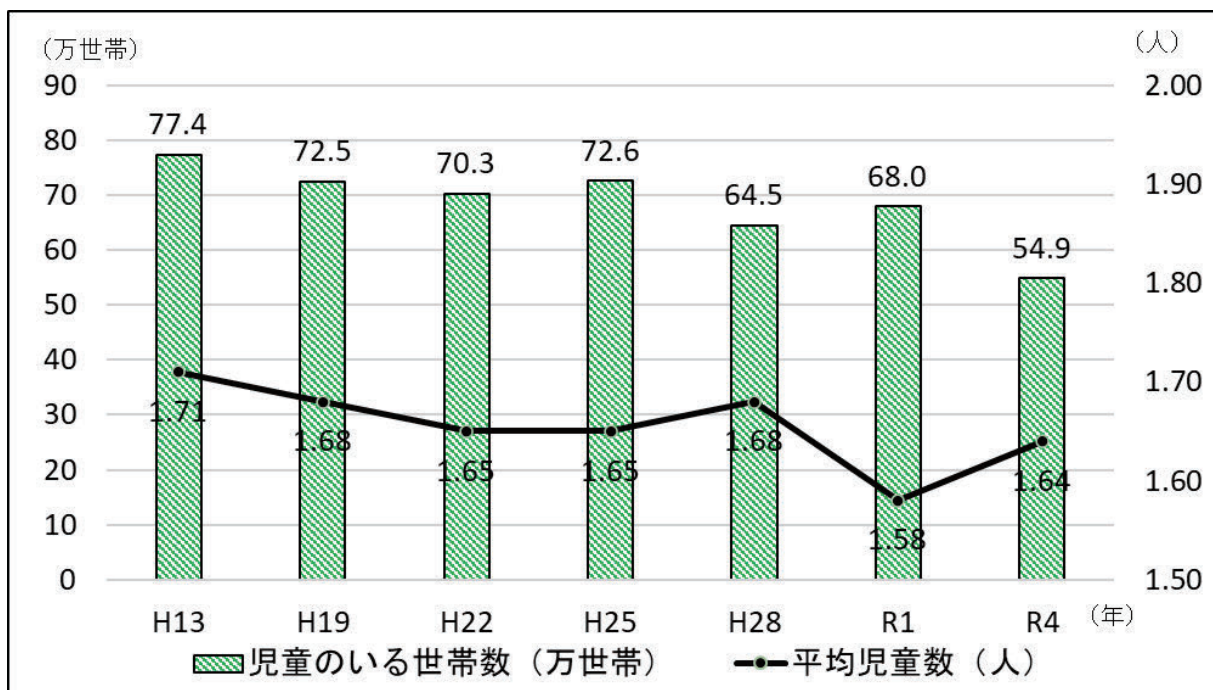
また、本県における 18 歳未満の児童のいる世帯は、平成 13 年（2001 年）の約 77 万 3,000 世帯から令和 4 年（2022 年）には約 54 万 9,000 世帯に減少し、児童のいる世帯における平均児童数も 1.71 人から 1.64 人に減少しています。

(図表 11) 一般世帯に占める三世帯世帯の割合の推移 (埼玉県、全国)



(資料：平成 12 年～令和 2 年総務省「国勢調査」)

(図表 12) 児童のいる世帯数と 1 世帯当たりの平均児童数 (埼玉県)

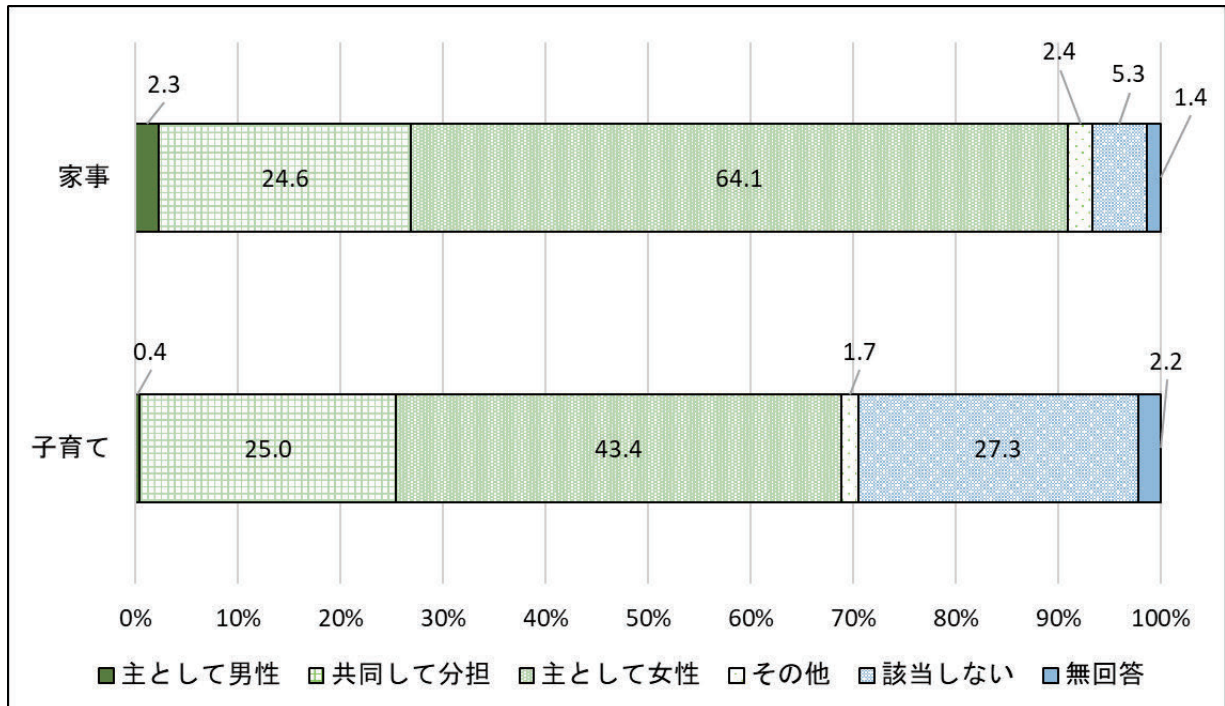


(資料：平成 13 年～令和 4 年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 家事や育児の担い手

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、女性の負担が大きくなっています。

(図表 13) 家庭生活での役割分担 (埼玉県)



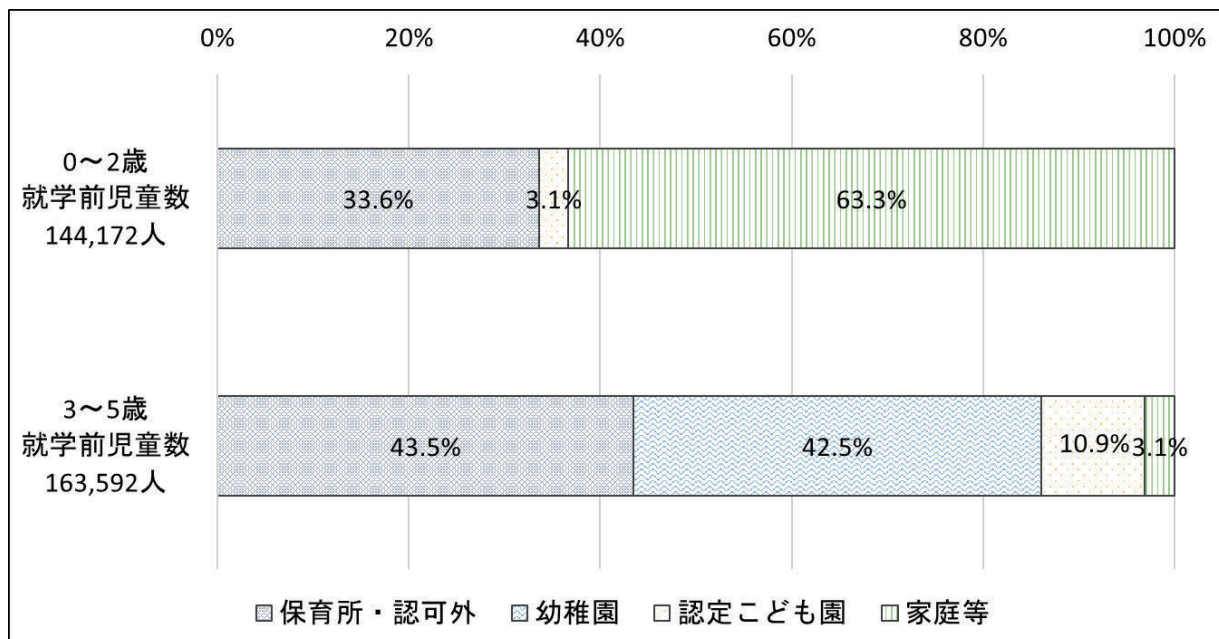
(資料：埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」)

(3) 就学前のこどもの状況

本県のこどもの昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までのこどもの33.6%が保育所や認可外保育施設に、3.1%が認定こども園に通っており、63.3%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、43.5%が保育所や認可外保育施設に、42.5%が幼稚園に、10.9%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられているこどもは3.1%となります。

(図表 14) 就学前児童の保育等の状況 (埼玉県)

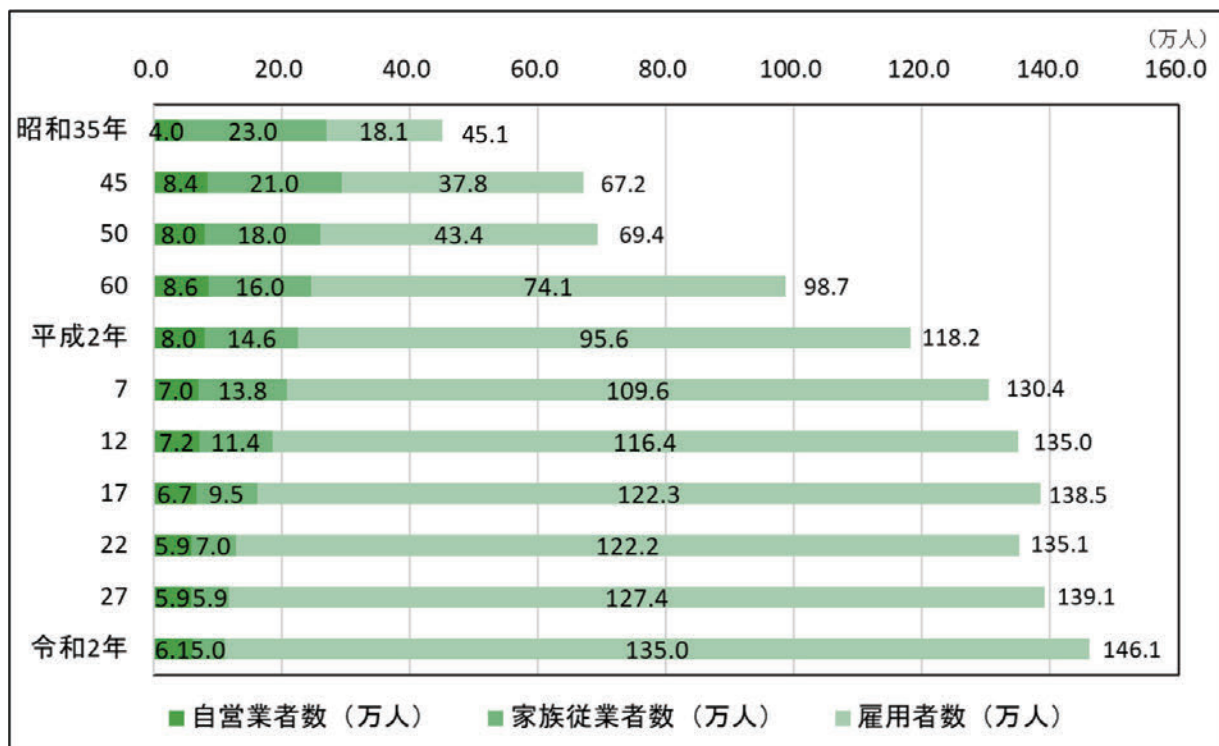


(資料：令和 6 年度県こども支援課調べ)

(4) 働く女性の増加

本県の女性就業者は令和 2 年（2020 年）には約 146 万 1,000 人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。令和 2 年（2020 年）の女性雇用労働者は、女性就業者の 92.4% の約 135 万人となっています。

(図表 15) 女性就業者数の推移 (埼玉県)



(資料：昭和 35 年～令和 2 年総務省「国勢調査」)

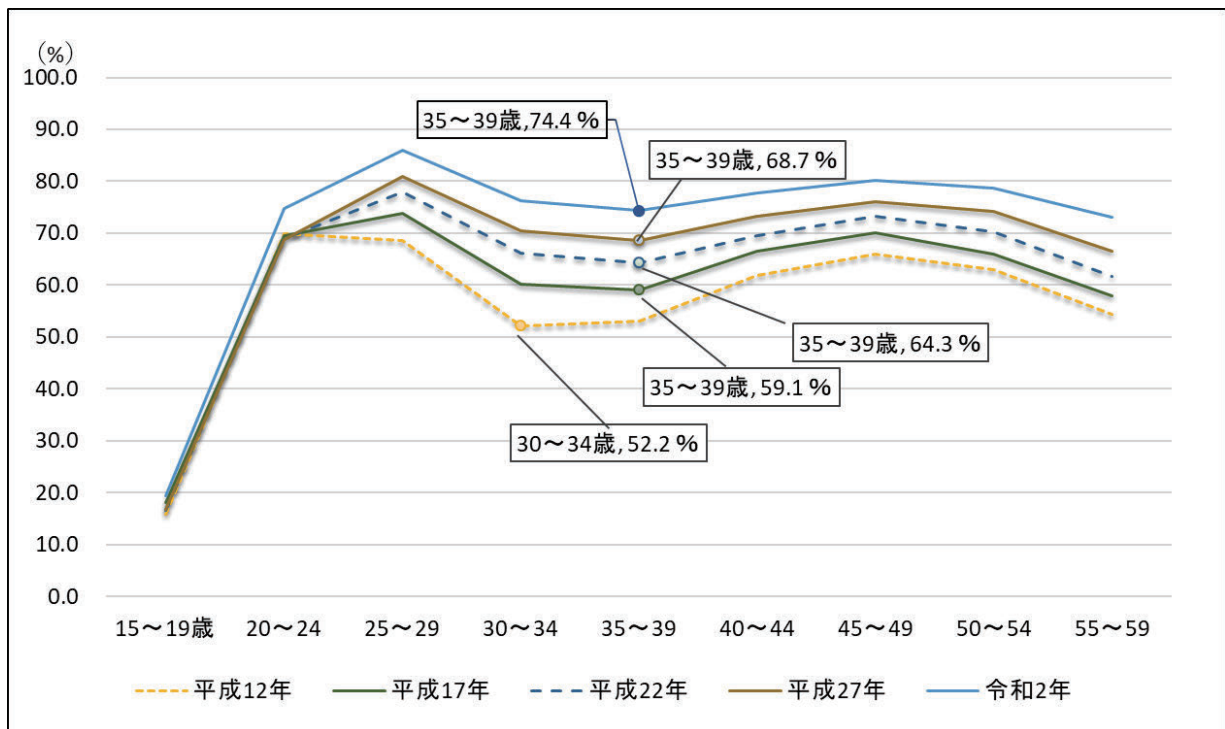
※ 端数処理の関係で内訳の合計が総数に一致しないことがあります。

女性の労働力率を年代別に見ると、30 歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M 字カーブ*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M 字の底となる年齢階級も上昇しています。

M 字の底は平成 12 年（2000 年）が 52.2%、平成 17 年（2005 年）が 59.1%、平成 22 年（2010 年）が 64.3%、平成 27 年（2015 年）が 68.7%、令和 2 年（2020 年）が 74.4%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

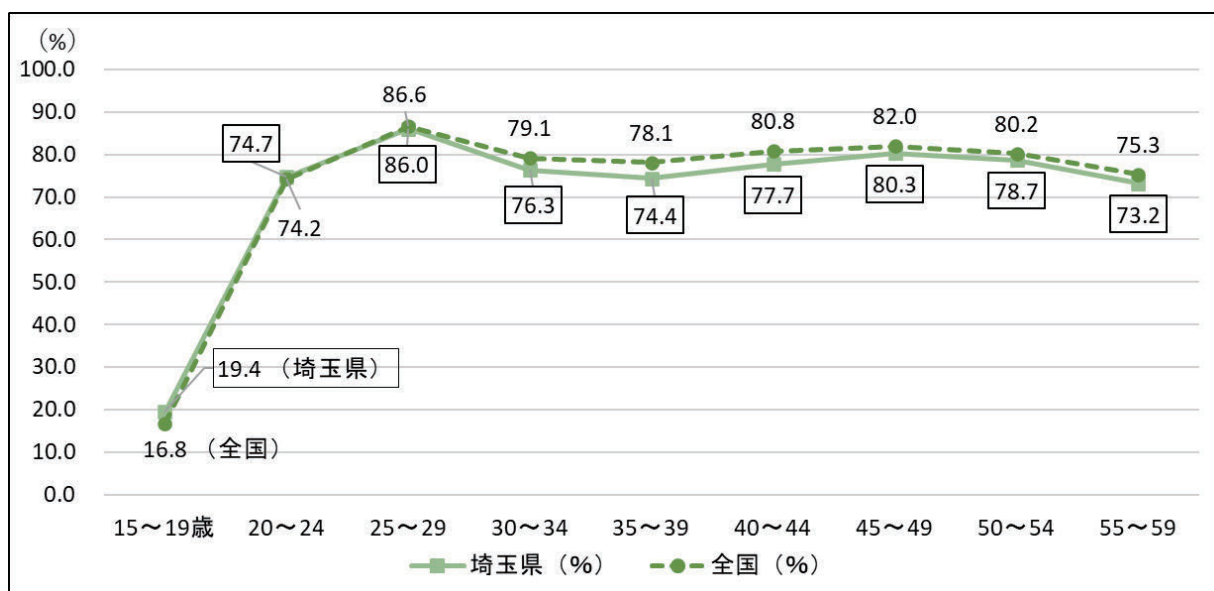
* M 字カーブの底が深いほど結婚や出産を機に仕事を離れ、その後再就職する女性が多いと考えられる。

（図表 16）女性の労働力率の推移（埼玉県・年代別）



（資料：平成 12 年～令和 2 年総務省「国勢調査」）

(図表 17) 女性の労働力率（埼玉県、全国）（令和 2 年（2020 年））

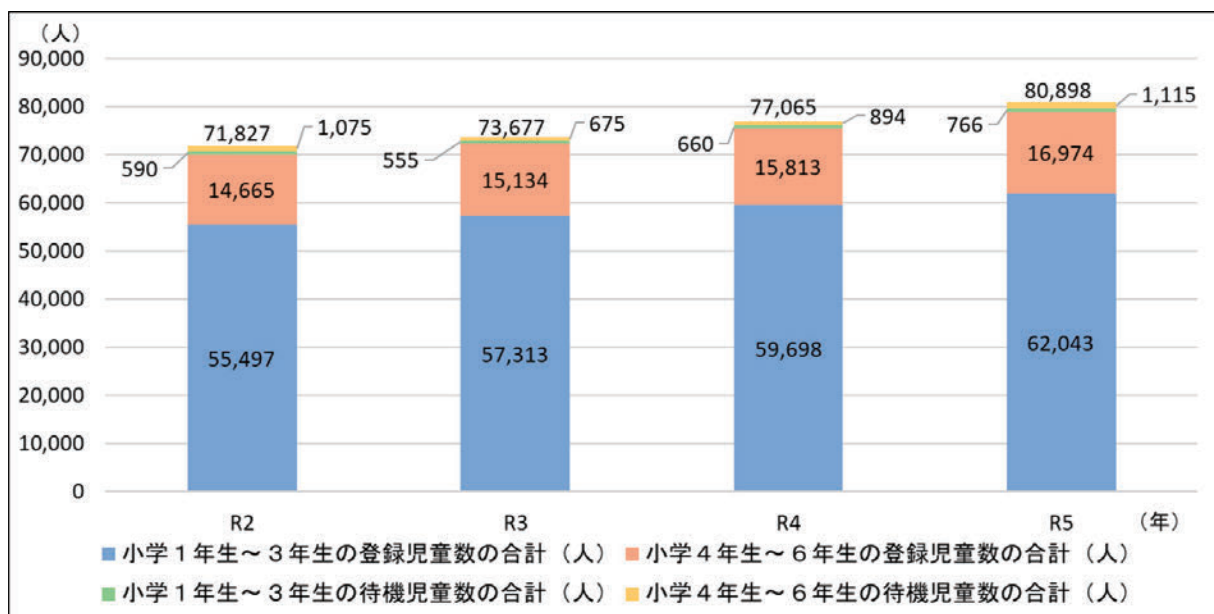


(資料：令和 2 年総務省「国勢調査」)

(5) 学齢期のこどもの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用希望者が増加しています。

(図表 18) 放課後児童クラブの利用希望者（登録児童+待機児童）の推移（埼玉県）

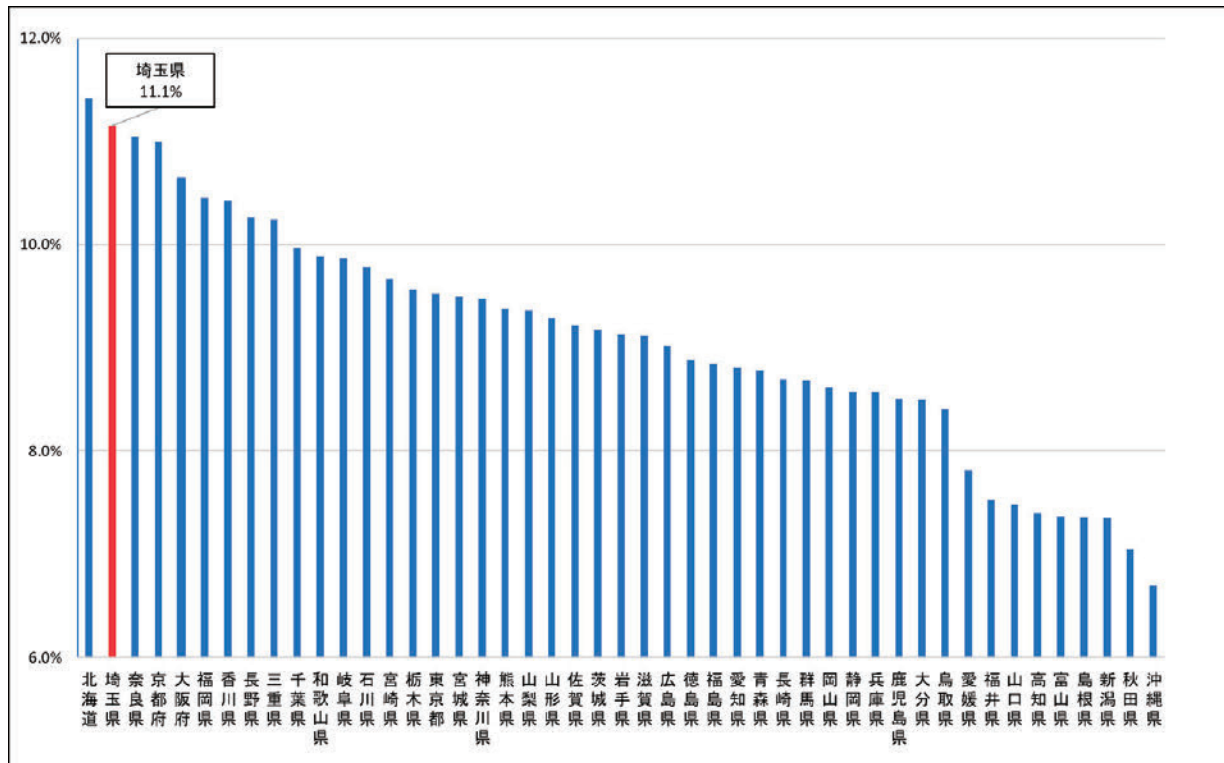


(資料：令和 2 年～令和 4 年厚生労働省、令和 5 年こども家庭庁「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

(6) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳までの就業者（年間就業日数200日以上）のうち、週60時間以上働いている男性の割合は他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代の男性が長時間の労働により、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

(図表 19) 25～44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合（全国）（令和4年（2022年））

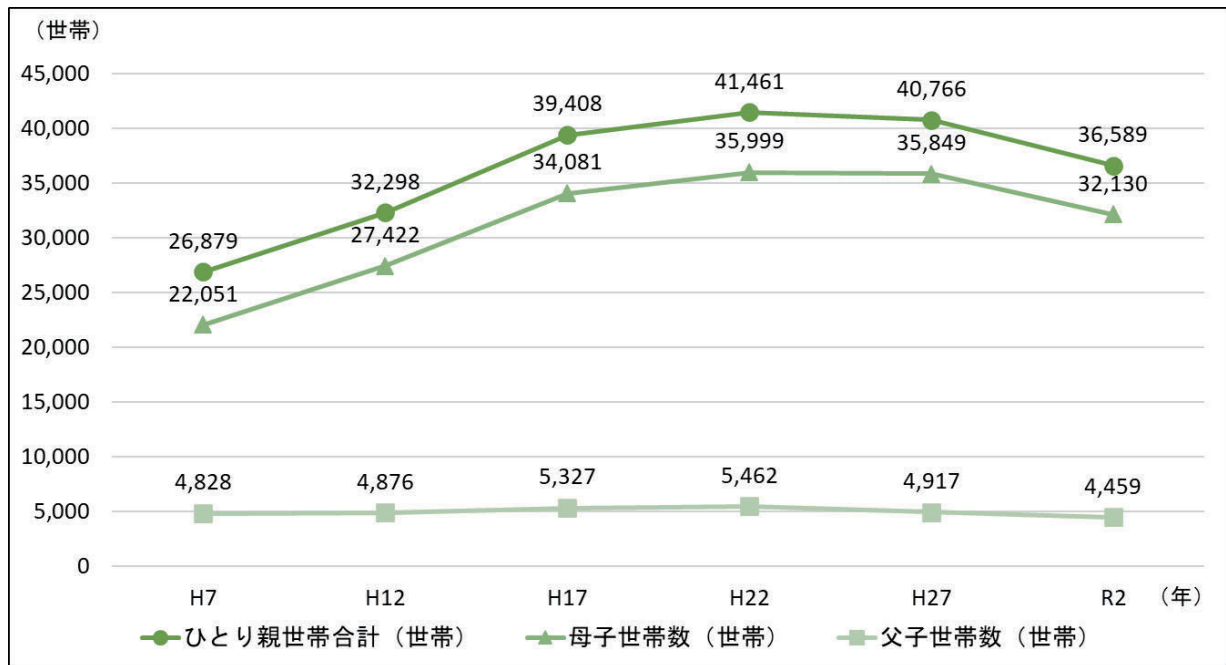


（資料：令和4年総務省「就業構造基本調査」）

(7) ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和 2 年（2020 年）には 36,589 世帯であり、平成 7 年（1995 年）の 26,879 世帯と比較すると約 1.4 倍に増加しています。ひとり親世帯のうち約 9 割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約 8 割を占めています。

(図表 20) ひとり親世帯数の推移（埼玉県）



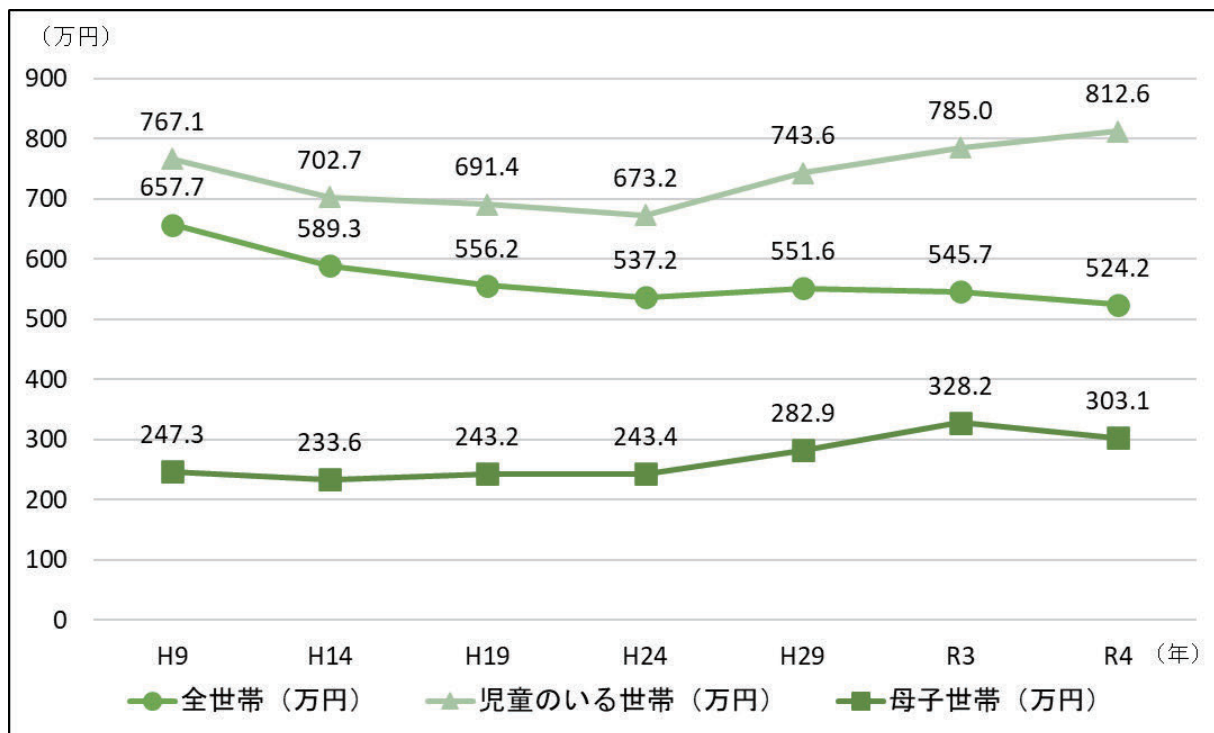
（資料：平成 7 年～令和 2 年総務省「国勢調査」）

(8) ひとり親世帯の平均年間所得と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成 9 年（1997 年）から令和 4 年（2022 年）までほぼ横ばいとなっており、母子世帯は依然として、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得に大きな差がある状況です。

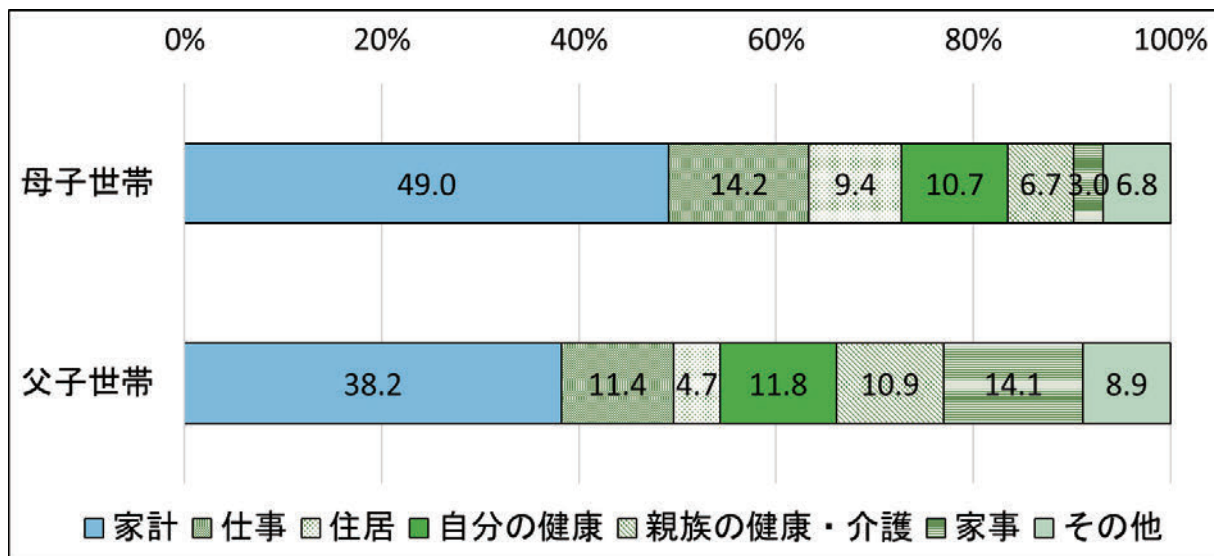
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計」との回答が最も高い割合となっており、特に母子世帯では約 5 割を占めています。

(図表 21) 世帯当たりの平均年間所得（全国）



（資料：平成 10 年～令和 5 年厚生労働省「国民生活基礎調査」）

(図表 22) ひとり親世帯の悩み（全国）



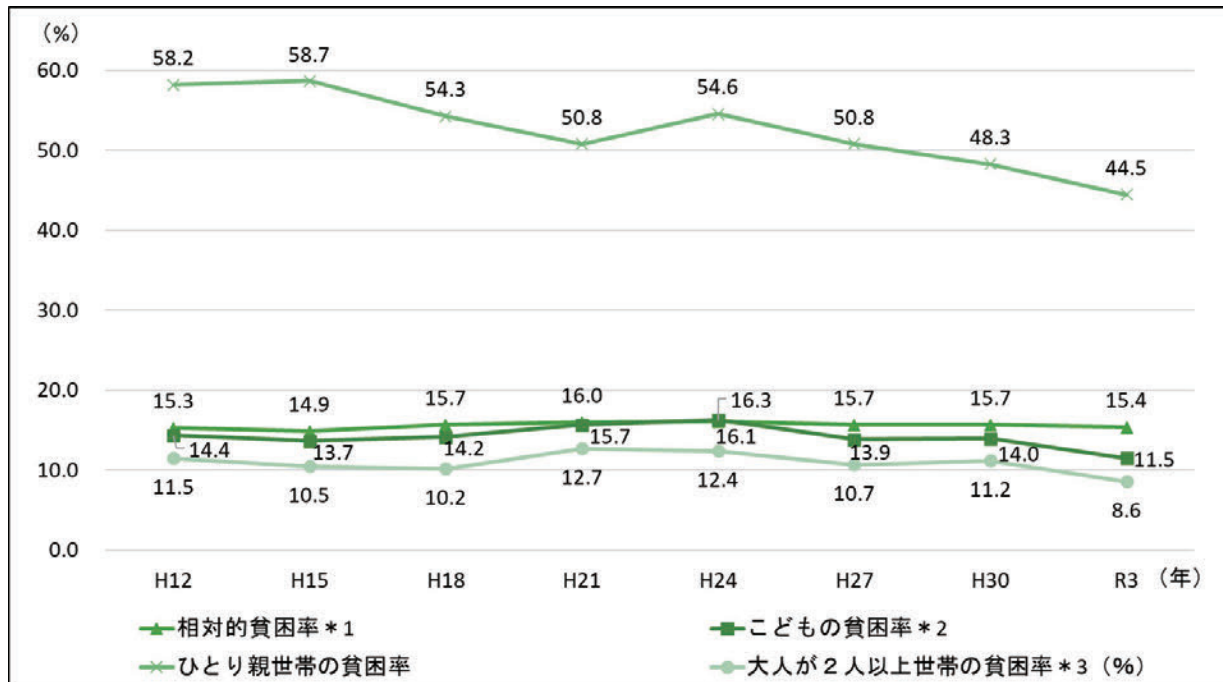
（資料：厚生労働省「令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査」）

3 こどもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率

全国のこどもの貧困率は、令和3年（2021年）で11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、5割近くが貧困状態にあります。

(図表 23) こどもの貧困率の推移（全国）



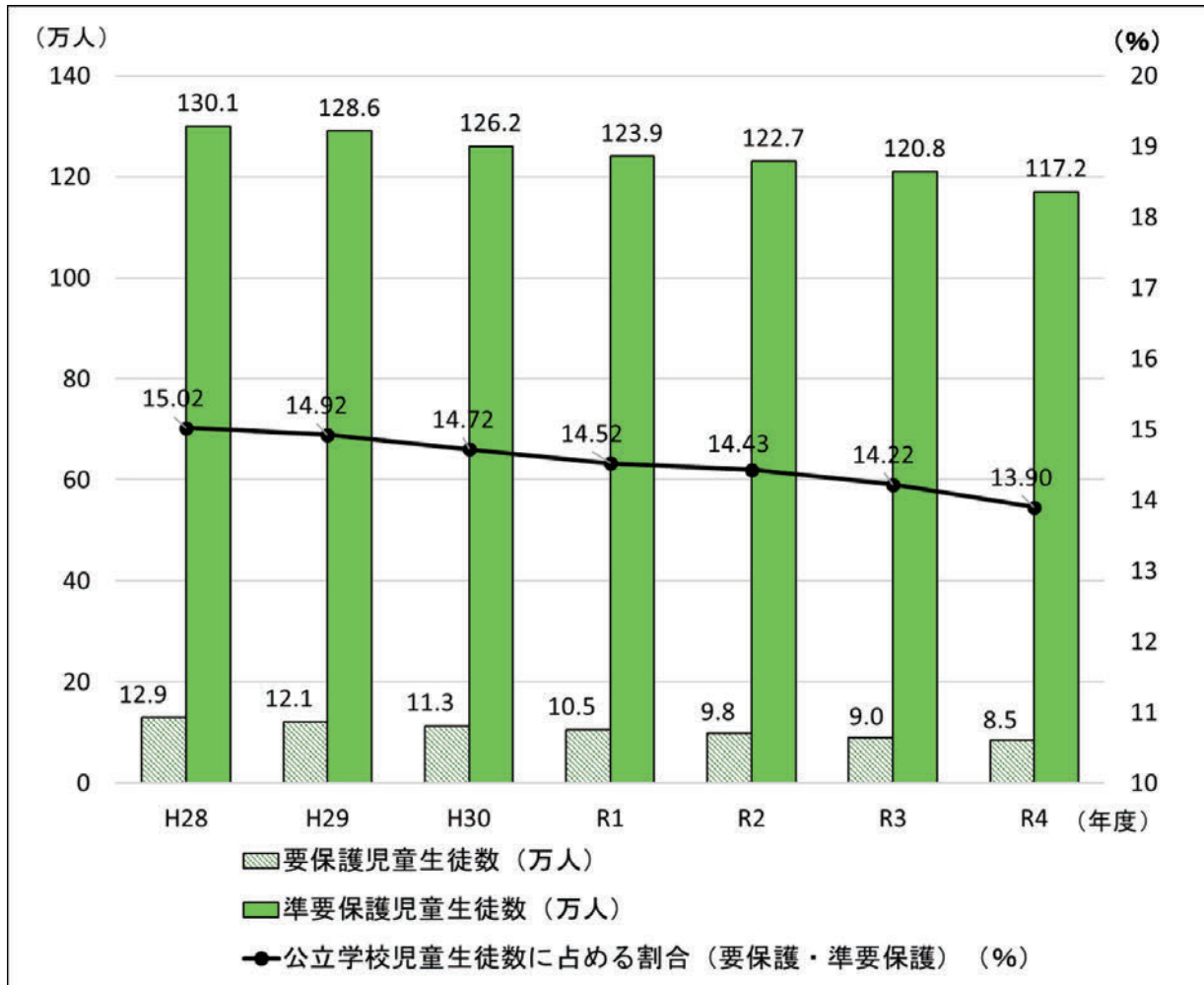
(資料：令和4年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

- * 1 相対的貧困率…可処分所得（税や社会保険料などを除いた手取り収入）が貧困線（* 4）に満たない者の割合。
- * 2 こどもの貧困率…こども（17歳以下の者）全体に占める、可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。
- * 3 大人が2人以上世帯の貧困率…こどもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上世帯の貧困率。
- * 4 貧困線…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額。

(2) 就学援助を受けている児童生徒数

経済的理由により就学困難な状況にあるため就学援助を受けている小・中学生は、減少傾向にあります。令和4年度（2022年度）における就学援助の対象となる全国の要保護児童生徒数は約8万5,000人、準要保護児童生徒数は約117万2,000人となっています。

(図表 24) 要保護・準要保護児童生徒数（全国）



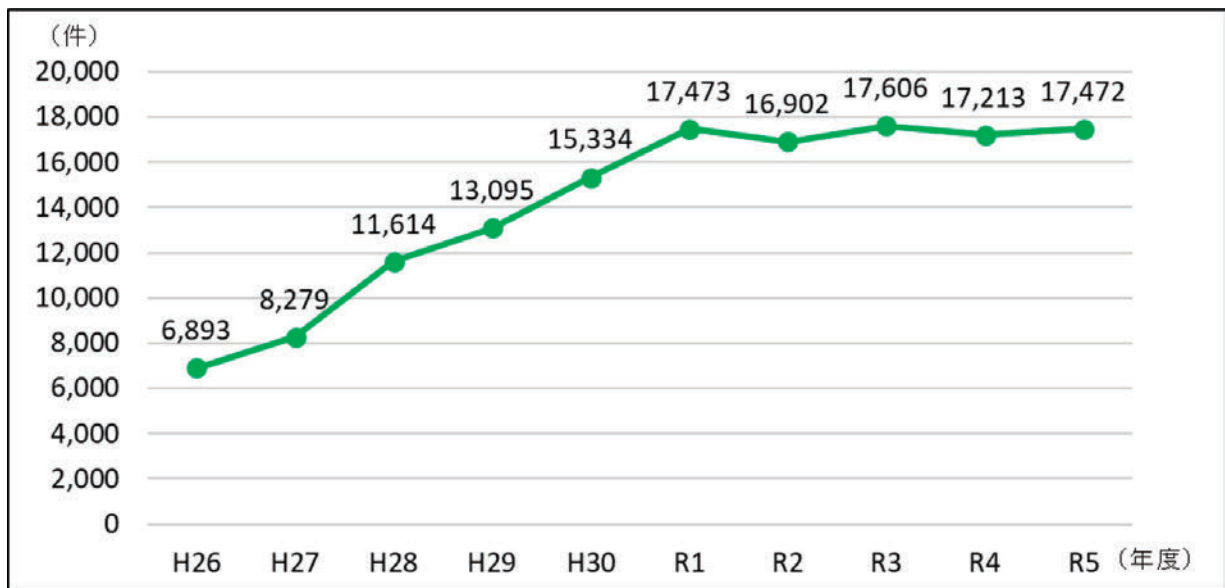
(資料：平成29年度～令和5年度文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待相談対応の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度（2023年度）は17,472件（さいたま市を含む。）となり、依然として多い状況となっています。通告経路では警察からの通告が64.6%と最も多くなっています。これらの児童虐待通告に迅速に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

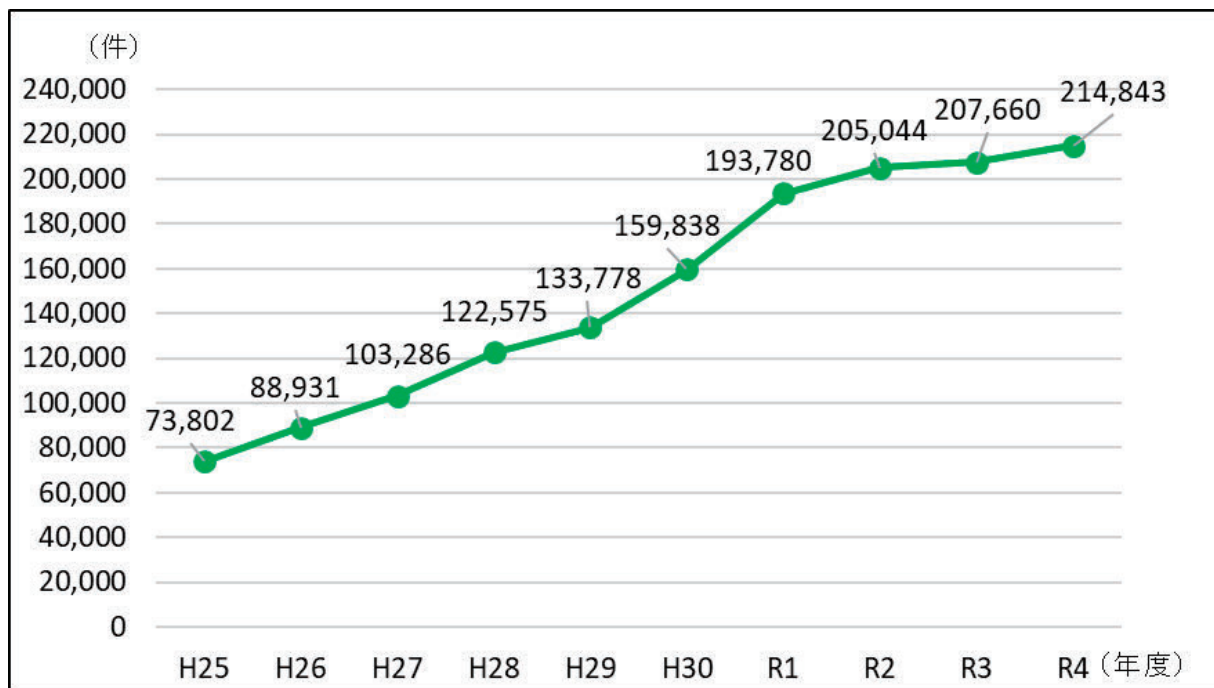
(図表 25) 児童相談所における児童虐待相談対応件数（埼玉県）



※ 厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています

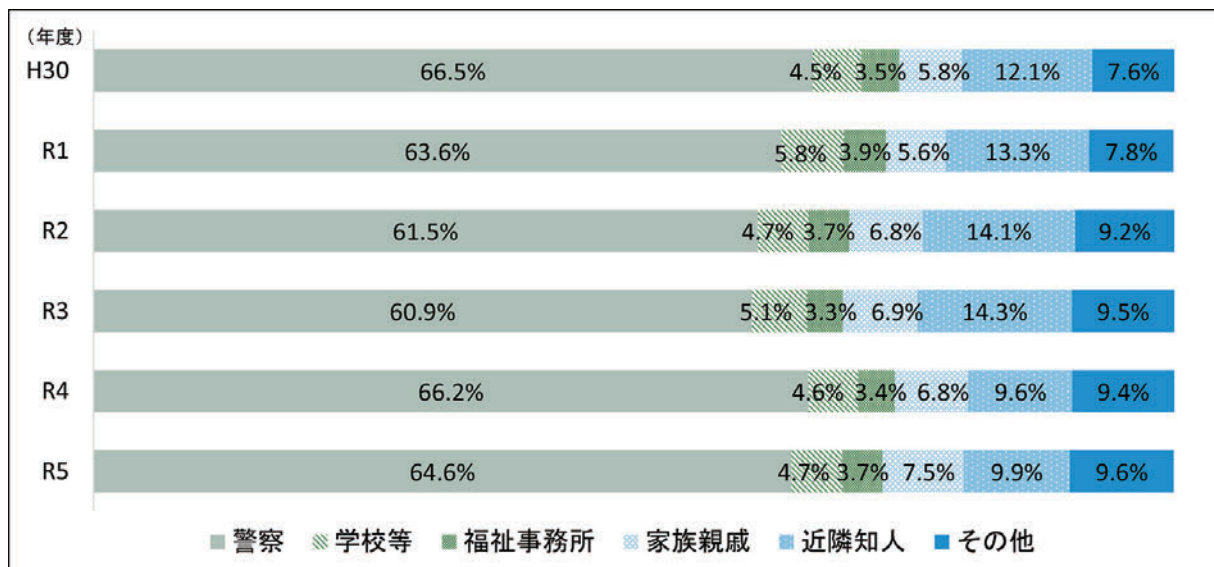
(資料：平成26年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和5年度件数は県こども安全課調べ)

(図表 26) 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



(資料：平成 25 年度～令和 4 年度厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表 27) 虐待通告経路の割合（埼玉県）

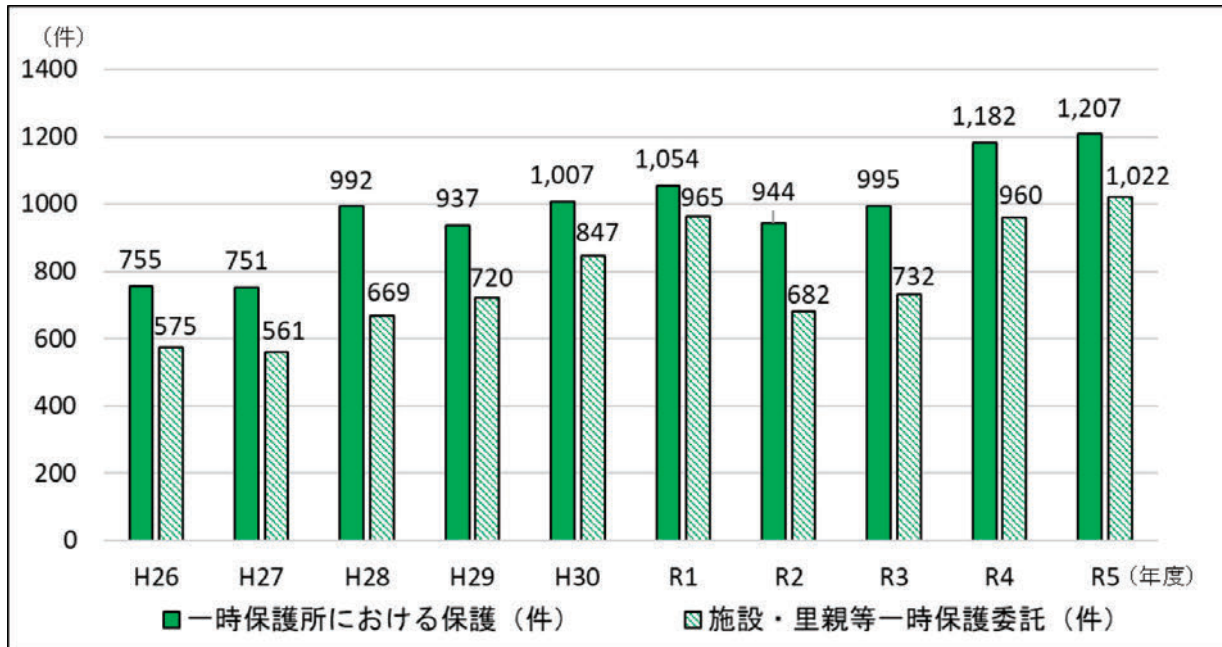


(資料：平成 30 年度～令和 4 年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和 5 年度割合は県こども安全課調べ)

(2) 一時保護の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、こどもの安全を最優先とした迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、それぞれのこどもの状況に応じた適切な支援を確保できるよう、施設や里親への保護委託を行っています。

(図表 28) 一時保護対応数（埼玉県）

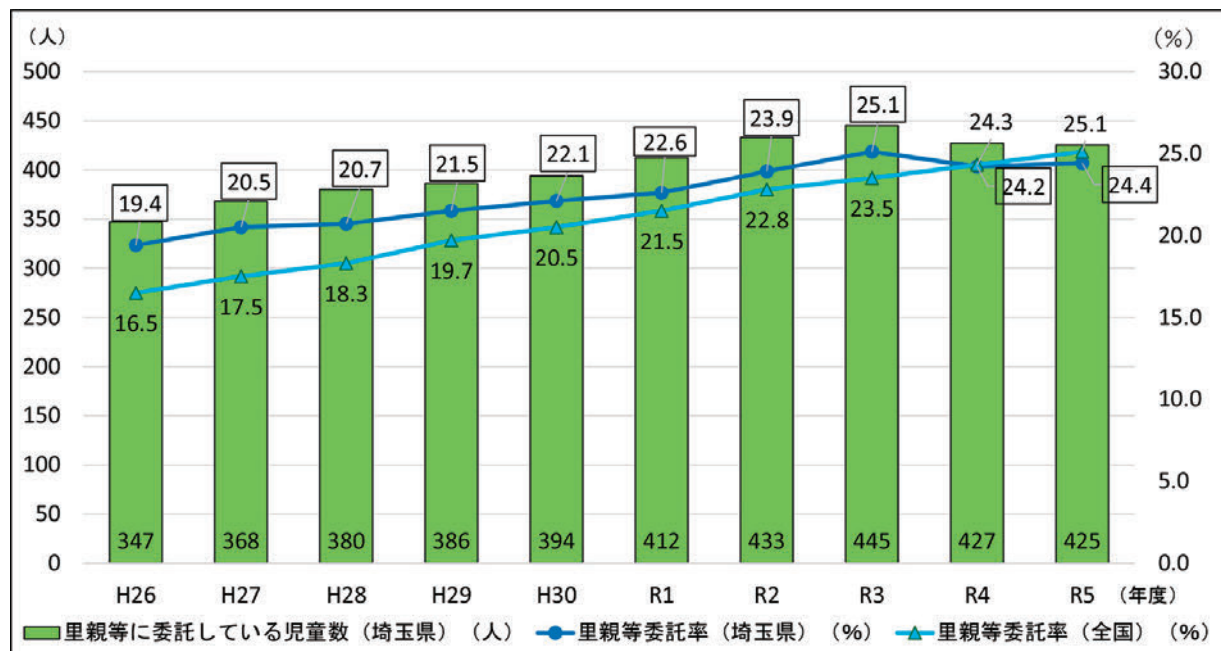


（資料：平成 26 年度～令和 4 年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和 5 年度件数は県こども安全課調べ）

(3) 里親等委託の状況

社会的養護が必要なこどもを里親等（里親又はファミリーホーム）に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

(図表 29) 里親等委託数・委託率の推移（埼玉県）



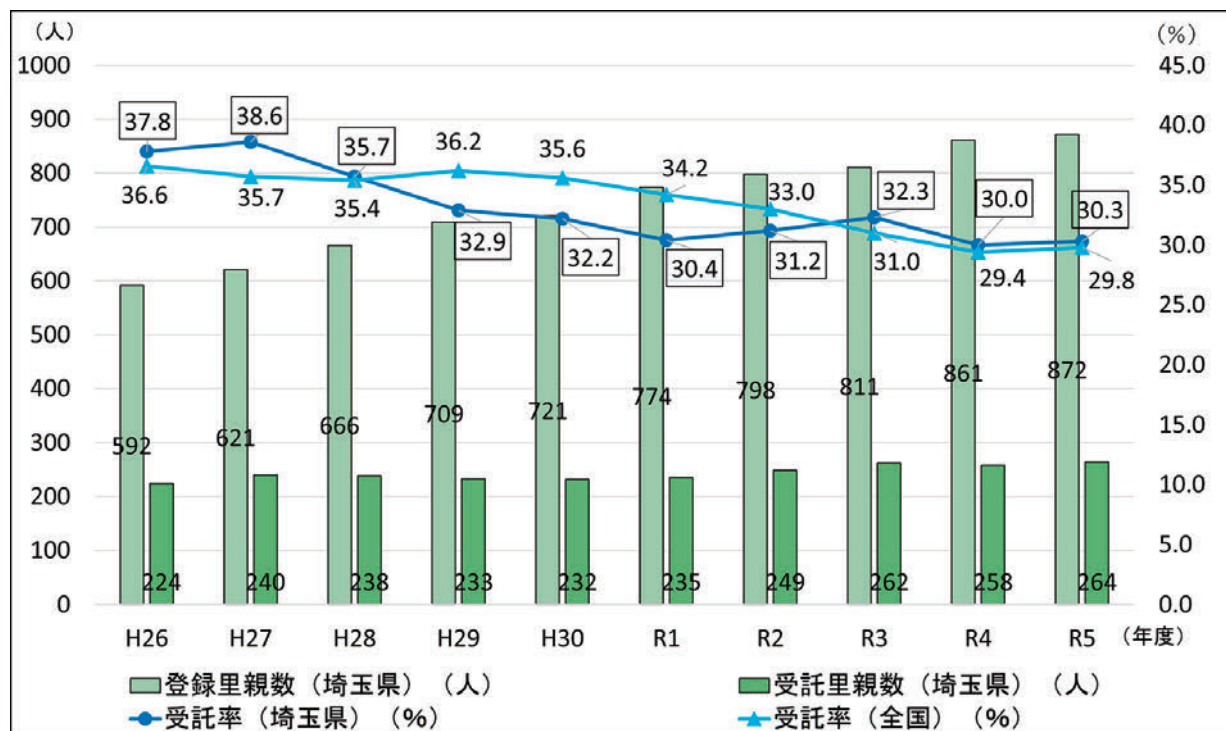
（資料：平成 26 年度～令和 5 年度厚生労働省「福祉行政報告例」）

本県の里親の登録数は、平成 26 年度（2014 年度）の 592 人に対して令和 5 年度（2023 年度）は 870 人となっており、順調に増加しています。一方、こどもを受託している里親の数は横ばいとなっています。

登録した里親とこどもとの交流や委託後の訪問など、きめ細かな支援を実施し、里親委託を進めていく必要があります。

※ 令和 5 年度の里親登録数 870 人は暫定値。確定値は 872 人。

（図表 30）登録里親数・受託里親数（埼玉県）

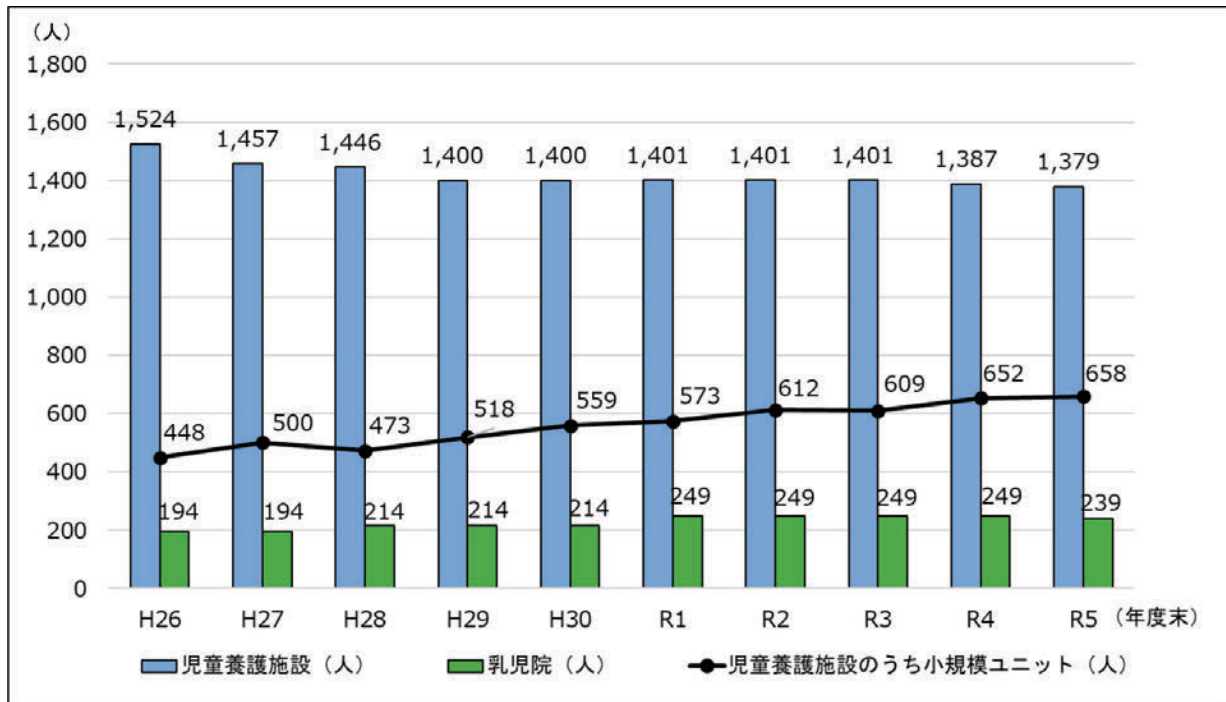


（資料：平成 26 年度～令和 5 年度厚生労働省「福祉行政報告例」）

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、令和 5 年度末（2023 年度末）で県内に 22 施設あり、定員は 1,379 人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模化、地域分散化を進めており、児童養護施設の小規模ユニットの定員は、658 人に増加しています。また、乳児院は令和 5 年度末（2023 年度末）で県内に 8 施設あり、定員は 239 人となっています。今後、こどものケアニーズ等に応じたきめ細かな養育が行われるよう、乳児院についても小規模ユニット化が求められています。

(図表 31) 児童養護施設・乳児院の定員（埼玉県）



(資料：平成 27 年度～令和 6 年度県こども安全課調べ)

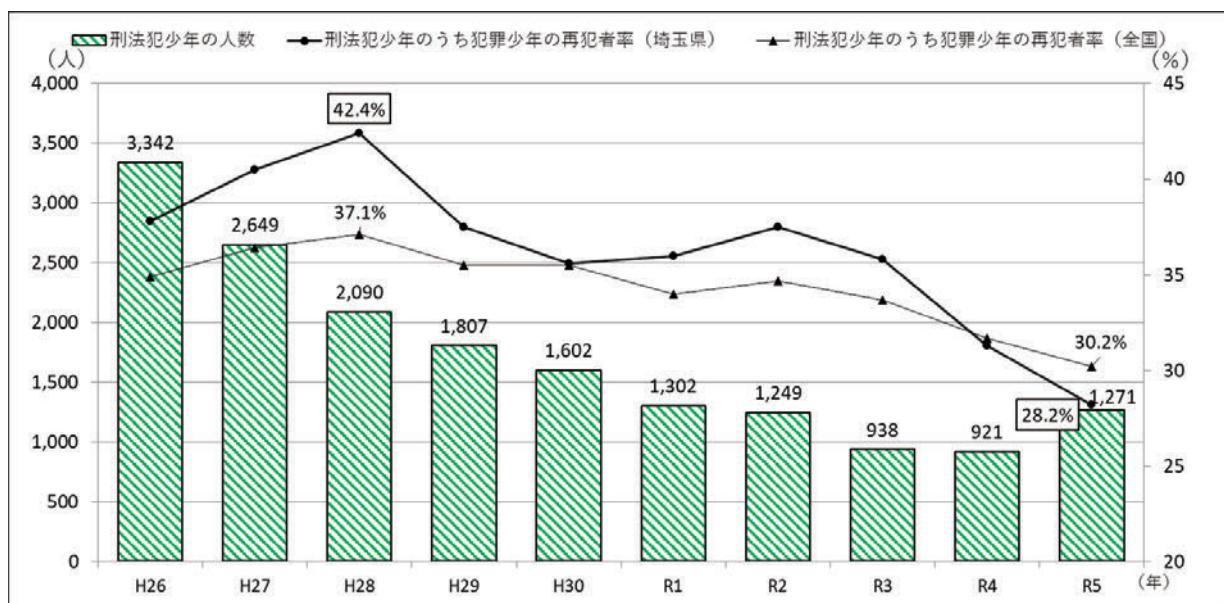
5 こども・若者をめぐる状況

(1) 非行

本県の刑法犯少年（*1）の数は減少傾向で推移していましたが、令和5年（2023年）は1,271人と、前年に比べて350人増加しています。一方で、刑法犯少年のうち犯罪少年（*2）の再犯者率は、令和5年（2023年）は28.2%で、全国平均の30.2%を下回っています。

刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比において減少傾向で推移していましたが、令和5年（2023年）は人口比で0.27%（人口千人当たり2.7人）と前年に比べ増加に転じており、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

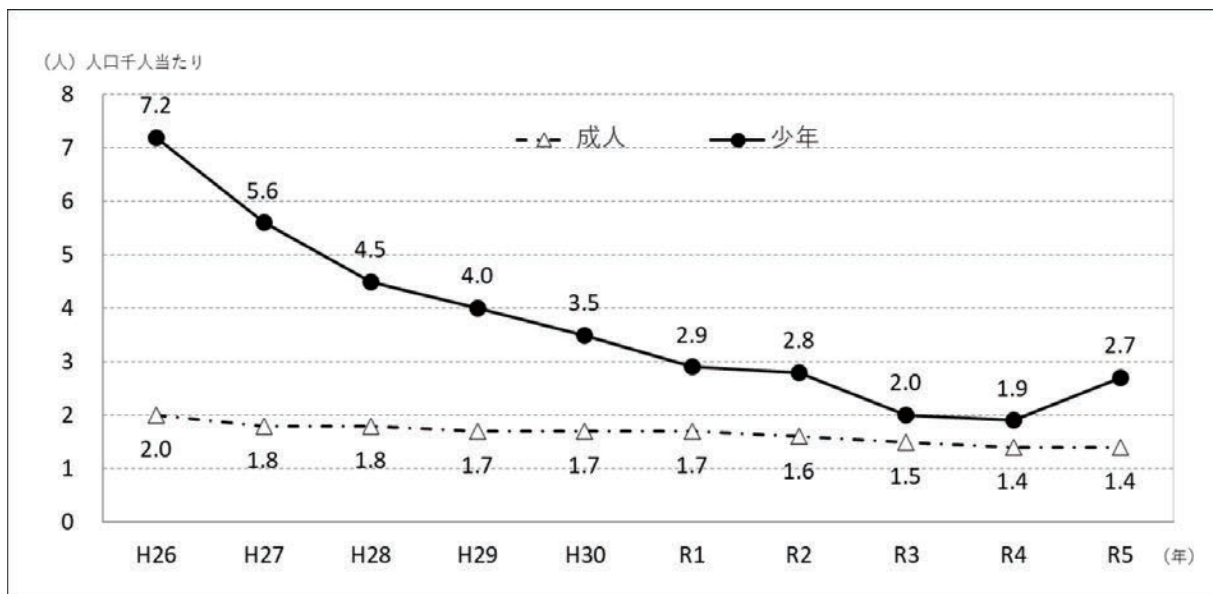
（図表 32）刑法犯少年の推移、再犯者率の推移（埼玉県）



（資料：令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」）

- * 1 刑法犯少年…刑法等に規定する罪（交通関係を除く。）を犯した（犯罪に触れる行為をした）少年をいう。
- * 2 犯罪少年…罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

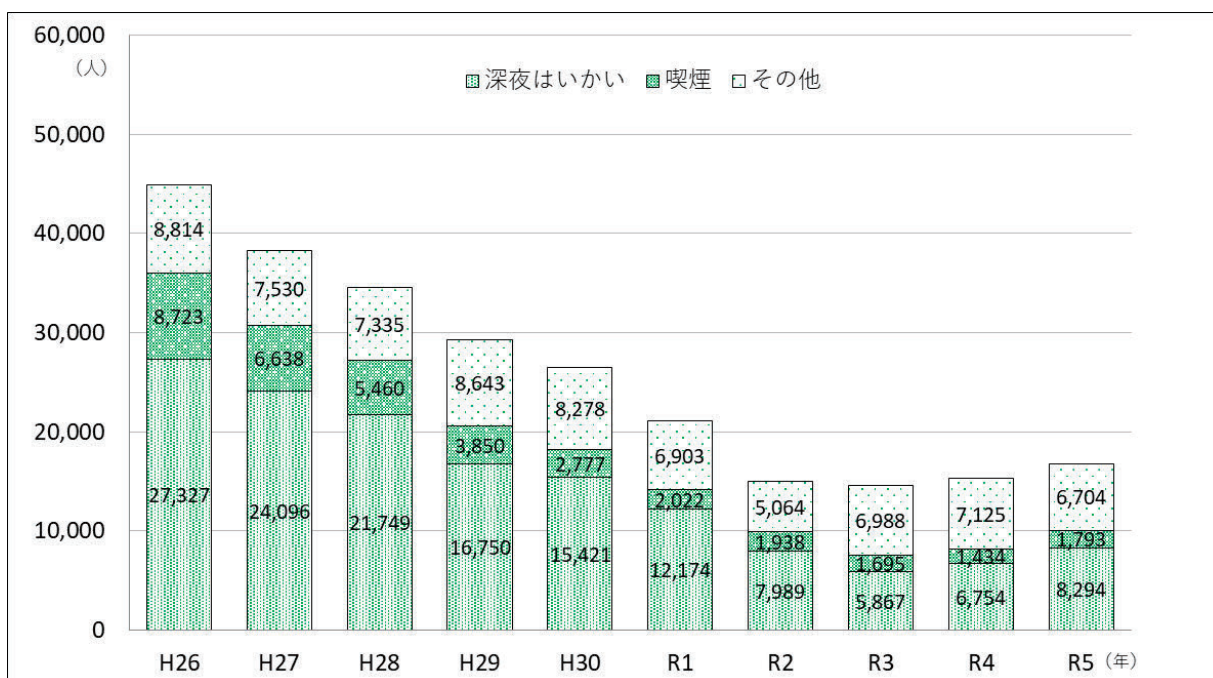
(図表 33) 刑法犯少年の人口比の推移 (埼玉県)



(資料：令和 5 年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

不良行為少年も令和 3 年（2021 年）までは全体として減少傾向にありましたが、令和 4 年（2022 年）以降増加傾向に転じています。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は増加傾向にあります。

(図表 34) 不良行為少年の推移 (埼玉県)

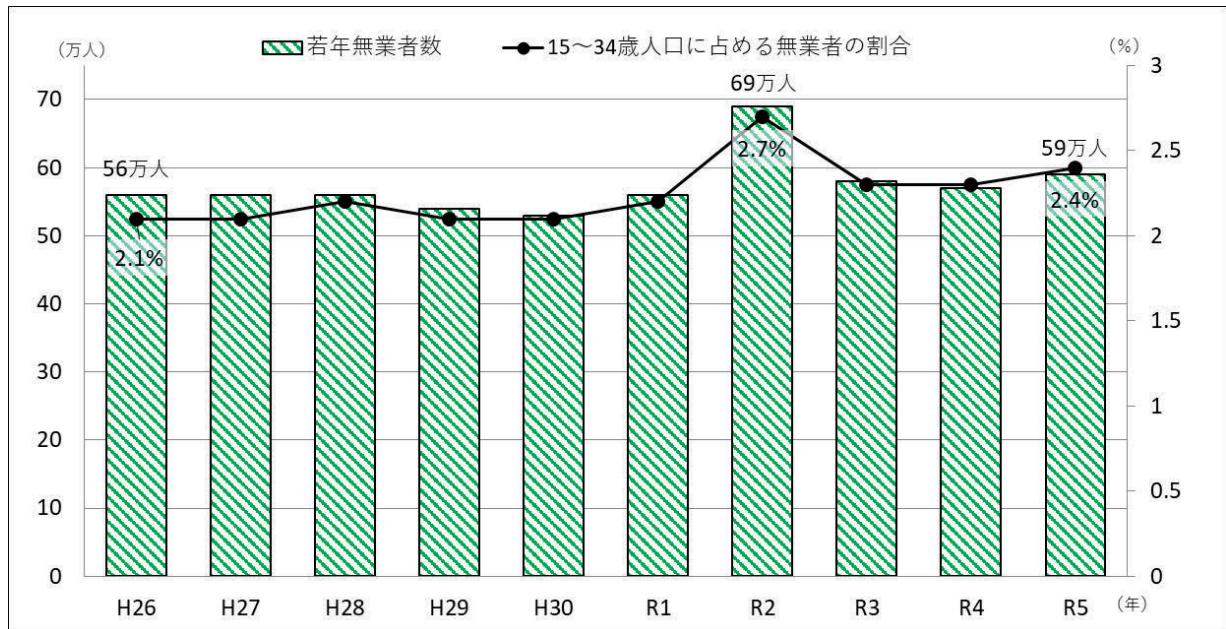


(資料：令和 5 年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

(2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者（若年無業者（ニート））の割合は、2%台で推移しており、令和5年（2023年）の若年無業者（ニート）は全国で約59万人となっています。

(図表 35) 若年無業者数及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移（全国）



(資料：令和5年総務省「労働力調査」)

また、令和4年度（2022年度）のひきこもりの若者（15歳から39歳）は、全国で61万9,000人と推計されています。

(図表 36) ひきこもり群の定義と推計数（全国）

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	22.3万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.36%	10.9万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	0.95%	28.7万人	準ひきこもり
計	2.05%	61.9万人	広義のひきこもり

(注) 1 ・ 現在の状態となって6か月以上の者のみ

- ・ 「現在の状態のきっかけで」で「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
- ・ 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2022年)によると15～39歳人口は3,020万人のため、広義のひきこもりの割合は上記のとおりとなる。

(資料：令和4年度内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」)

(3) 障害のあるこども・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和5年度末（2023年度末）時点で、延べ22,838人となっています。

(図表 37) 18歳未満の障害者手帳所持者数（埼玉県）

	令和5年度末
身体障害者手帳所持者数	3,818人
療育手帳所持者数	16,539人
精神障害者保健福祉手帳所持者数(※1)	2,481人
18歳未満の障害者手帳所持者数合計(※2)	22,838人

※1（参考）15歳未満の発達障害児の人数 約75,000人（令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」をもとに推計）

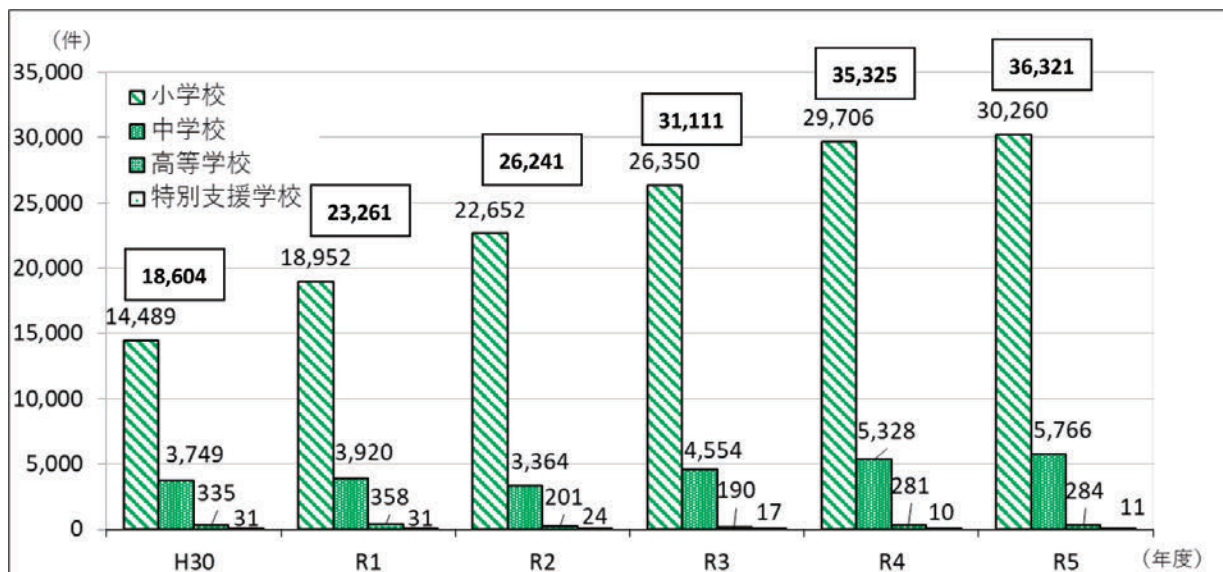
※2 複数の障害者手帳を所持している場合があるため、延べ人数

（資料：令和6年度県障害者福祉推進課調べ）

(4) いじめ、不登校、高校中退

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和5年度（2023年度）には36,321件となり増加傾向にあります。

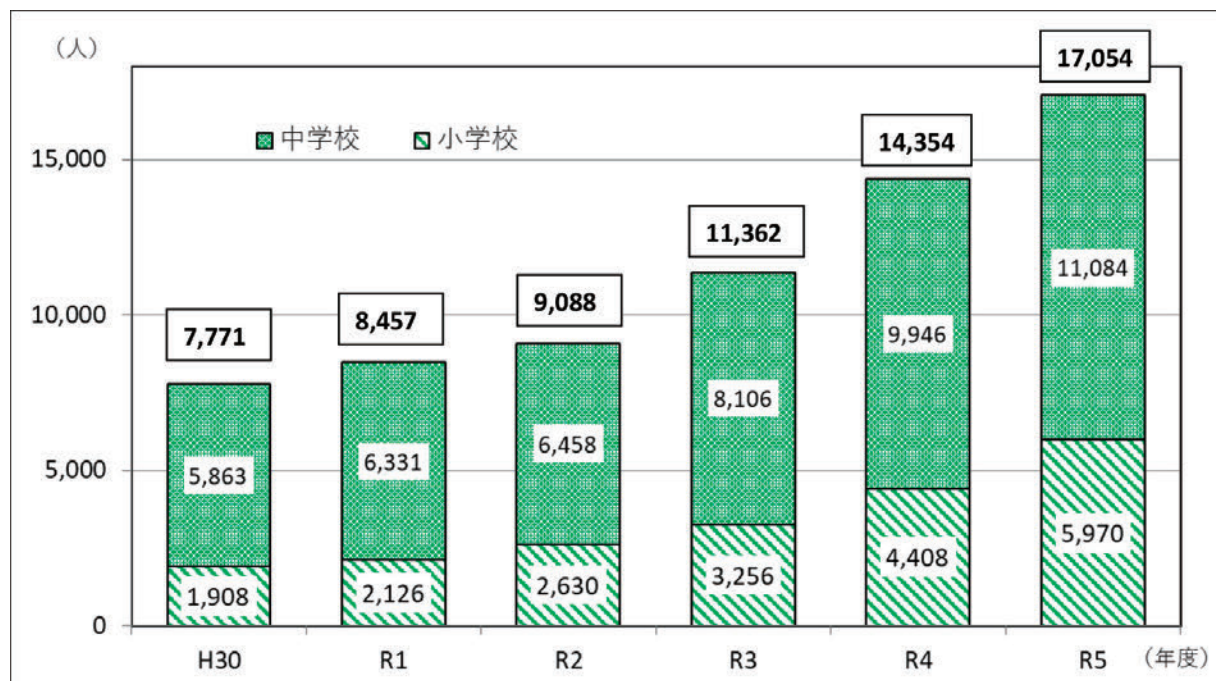
(図表 38) いじめの認知件数（埼玉県）



（資料：平成30年度～令和5年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

本県の国公立小・中学校における令和 5 年度（2023 年度）の不登校児童生徒数は 17,054 人と、前年度から 2,700 人増加しています。

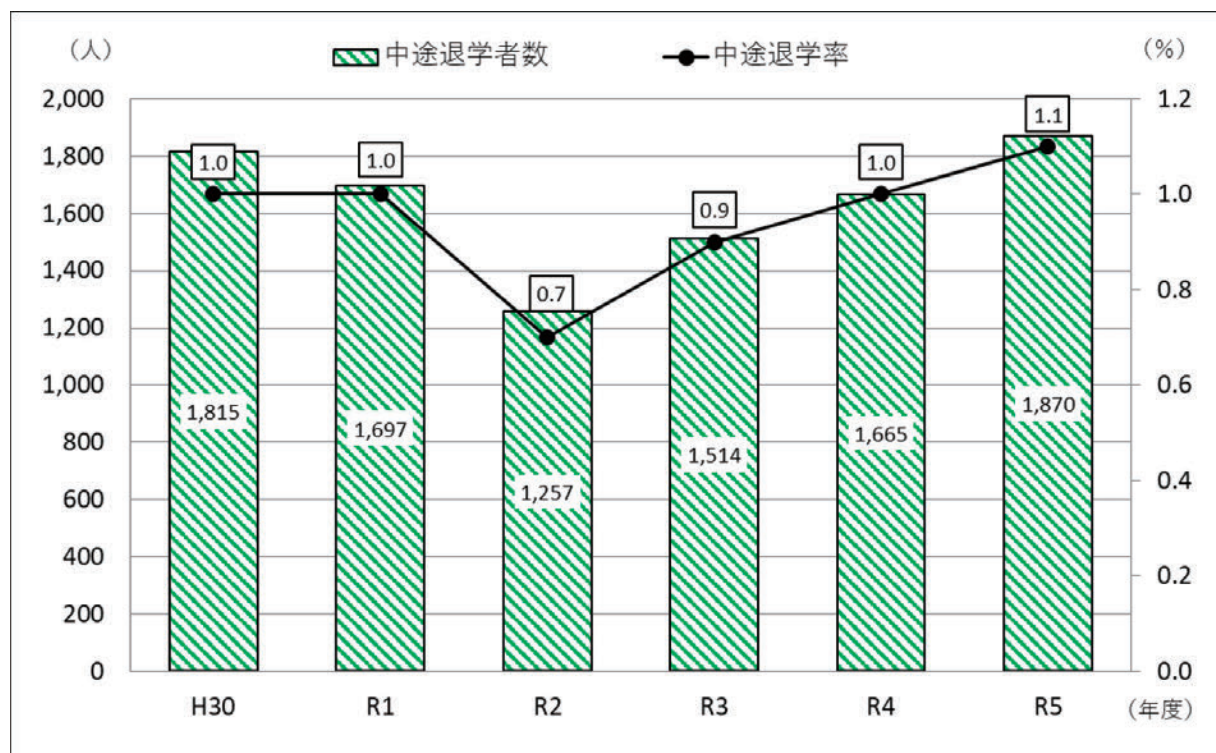
（図表 39）不登校児童生徒数（埼玉県）



（資料：平成 30 年度～令和 5 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

また、本県の国公立高校中途退学者数は、令和 5 年度（2023 年度）は 1,870 人と、前年度から 205 人増加しています。

（図表 40）国公立高校の中途退学者及び中途退学率（埼玉県）



（資料：平成 30 年度～令和 5 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

(5) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成 20 年（2008 年）に発生したリーマンショック後から平成 30 年（2018 年）にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んできました。

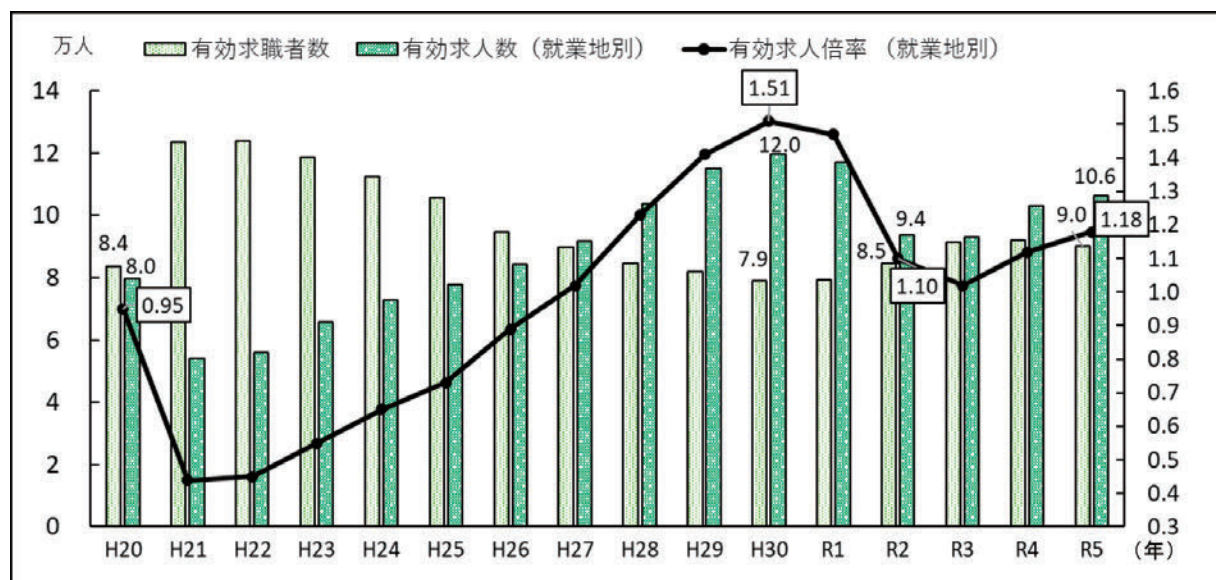
しかし、令和 2 年（2020 年）に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者（*1）の割合も上昇しました。

このほか、若者の就業をめぐる、不本意ながら非正規雇用者（*2）でいる者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあります。

* 1 不安定雇用者…有期雇用労働者及び臨時労働者

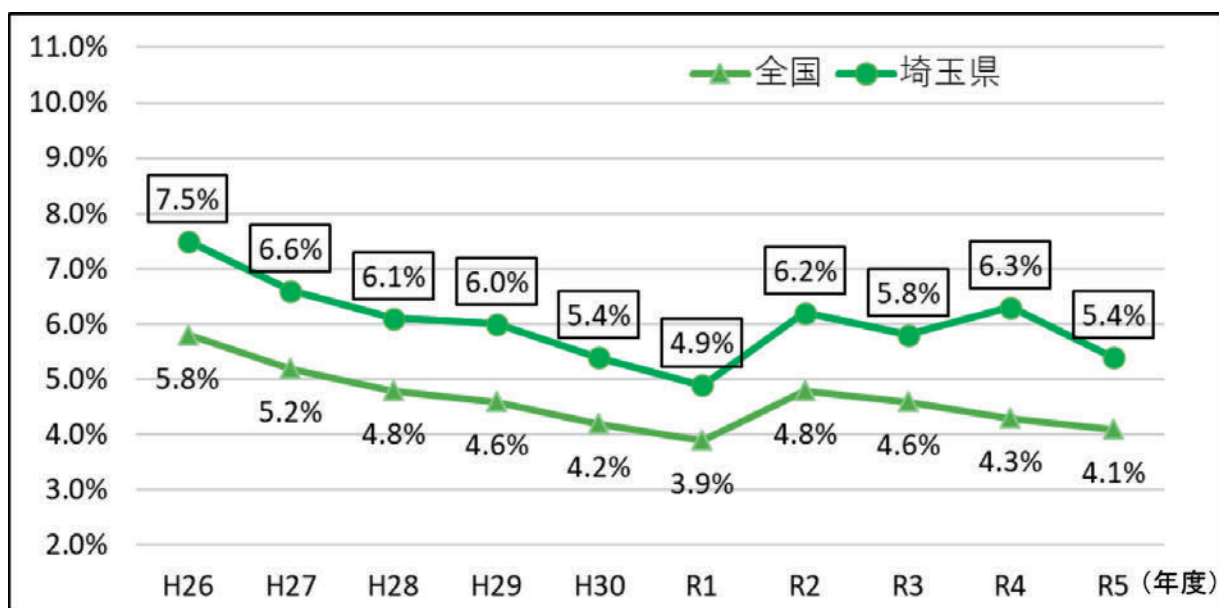
* 2 非正規雇用者…期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している

（図表 41）求人・求職及び求人倍率の推移（埼玉県）



（資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」）

(図表 42) 大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合（埼玉県）



(資料：平成 27 年度～令和 6 年度文部科学省「学校基本調査」)

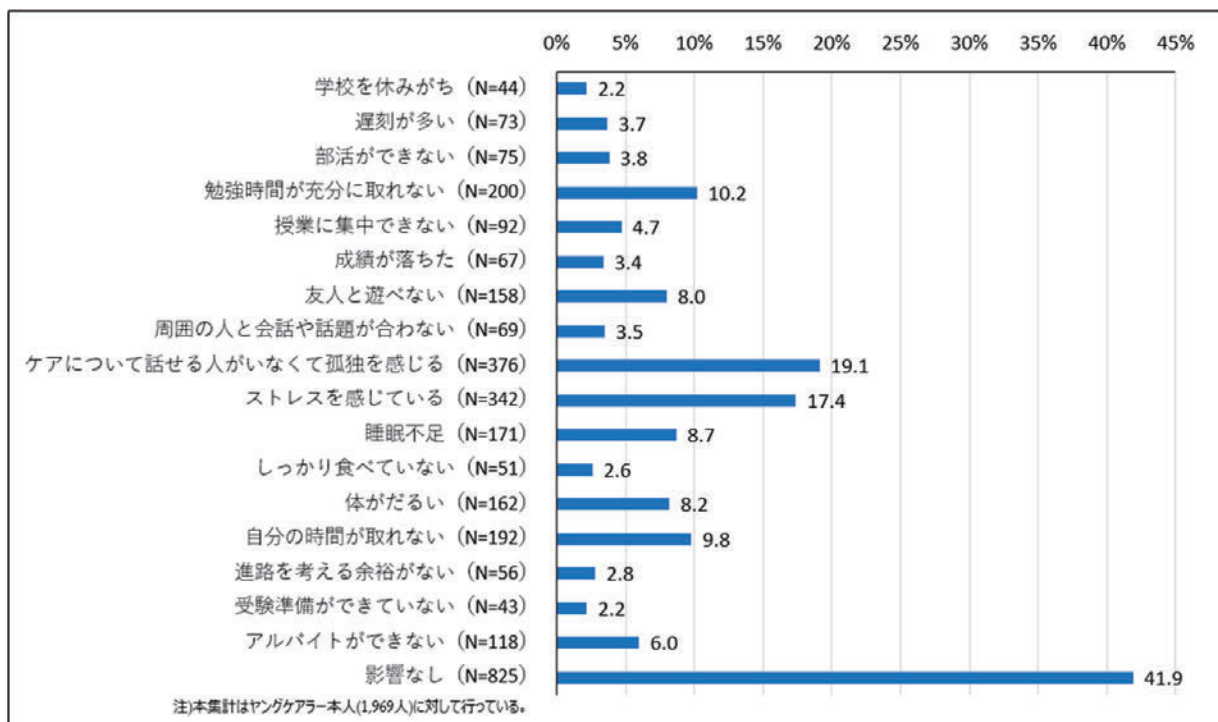
(6) ヤングケアラー

「埼玉県ケアラー支援条例」では、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義し、そのうち小学生や中学生、高校生など 18 歳未満の者をヤングケアラーと定義しています。県のヤングケアラー実態調査（令和 2 年度）では、高校 2 年生のうち、約 4.1%が、「自分がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思う」と回答しています。

家族のケアによる自分の生活への影響について尋ねたところ、「影響なし」が 41.9%と最も高く、次いで「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」が 19.1%、「ストレスを感じている」が 17.4%、「勉強時間が充分に取れない」が 10.2%となっています。

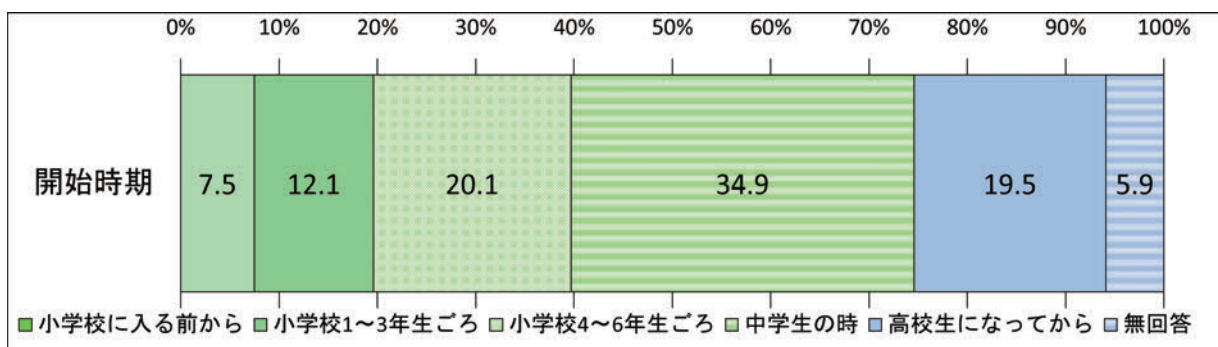
また、小学校低学年からが 12.1%、高学年からが 20.1%、中学生からが 34.9%と、小中学生の頃からケアを開始しているこどもたちの存在も明らかになっています。

(図表 43) 家族のケアによる自分の生活への影響（複数回答）（埼玉県）



(資料：令和 2 年度埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

(図表 44) ケアの開始時期（埼玉県）

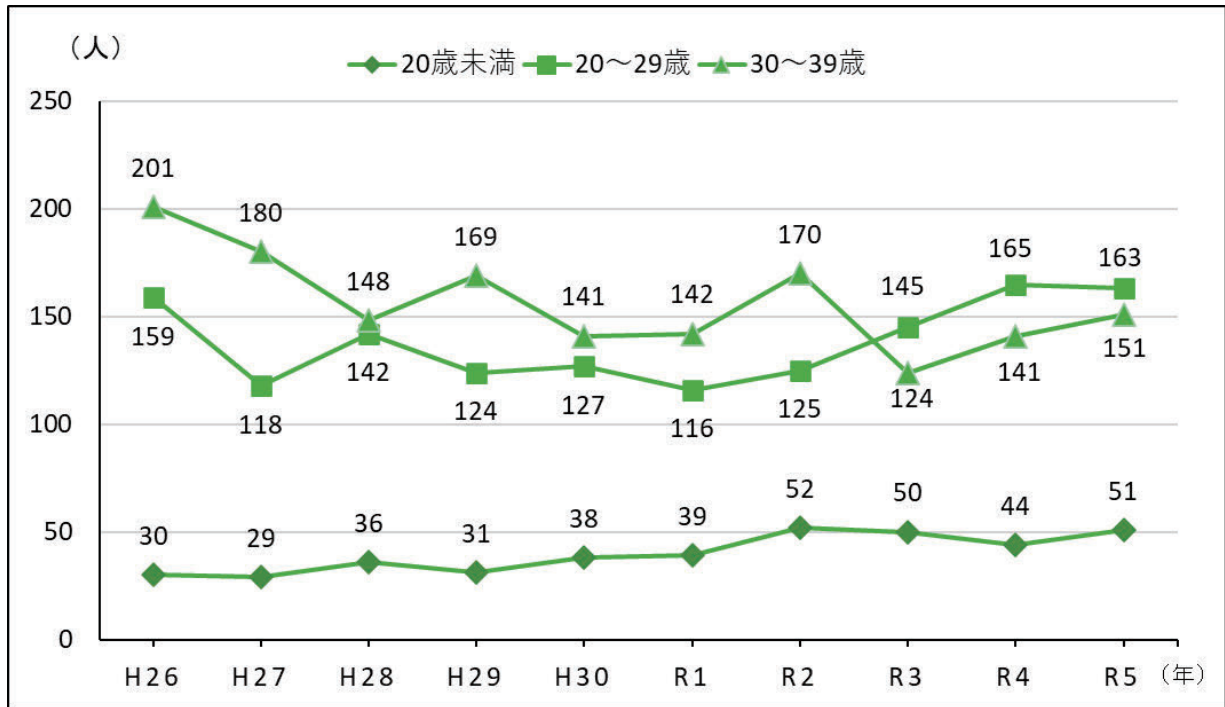


(資料：令和 2 年度埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

(7) 若者の自殺、犯罪被害、交通事故

本県の20歳未満の自殺者数は、増加傾向が見られていたところ、令和2年（2020年）に急増し、その後は横ばいとなっています。15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占めており、極めて重大な問題です。

(図表 45) 自殺者数の推移（埼玉県）



(資料：平成26年～令和5年厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(図表 46) 死因順位別・年齢階級別死亡数(埼玉県)(令和 5 年(2023 年))

(単位:人)

年齢階級	1 位		2 位		3 位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	41	不慮の事故	7	悪性新生物	6
20～24歳	自殺	88	不慮の事故	15	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	73	不慮の事故	16	悪性新生物	13
30～34歳	自殺	83	悪性新生物	31	不慮の事故 心疾患(高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	60	悪性新生物	59	心疾患 (高血圧性を除く)	30
40～44歳	悪性新生物	118	自殺	112	心疾患 (高血圧性を除く)	54
45～49歳	悪性新生物	270	心疾患 (高血圧性を除く)	126	自殺	108
50～54歳	悪性新生物	502	心疾患 (高血圧性を除く)	229	自殺	146

(資料:埼玉県「令和 5 年 埼玉県の人口動態概況」)

こども・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しており、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や条例等に違反する犯罪(福祉犯罪)による令和 5 年(2023 年)の検挙件数は、358 件となっています。

また、中学生以下の交通事故死傷者数は令和 2 年(2020 年)までは減少傾向にありましたが、令和 3 年(2021 年)に増加し、その後、横ばいが続いています。交通事故は依然として毎年多数発生しており、令和 5 年(2023 年)の交通事故死傷者数は高校生で 778 人、中学生以下で 1,306 人となっています。

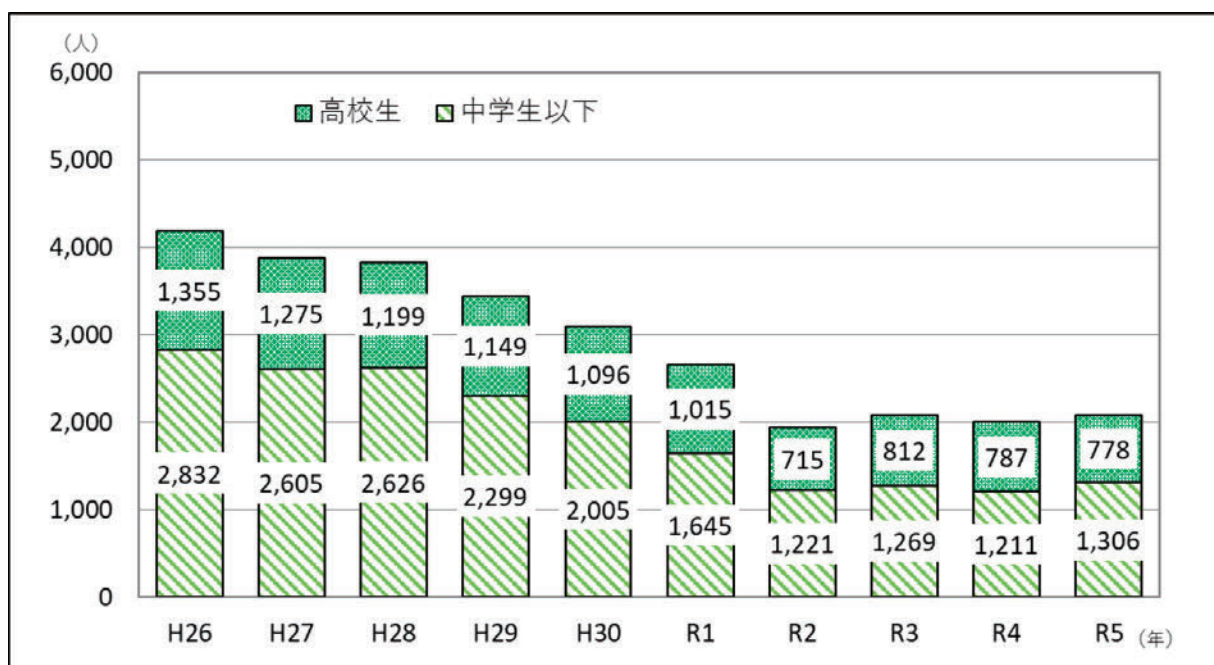
(図表 47) 福祉犯罪の法令別検挙状況 (埼玉県)

単位：件

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222	176	156
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248	252	158
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21	14	8
風営適正化法	8	9	4	8	5	4	0
児童福祉法	10	18	8	12	3	10	5
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8	4	3
その他	13	13	3	5	11	5	28
合計	363	369	477	538	518	465	358

(資料：埼玉県警察本部調べ)

(図表 48) 交通事故死傷者数の推移 (埼玉県)



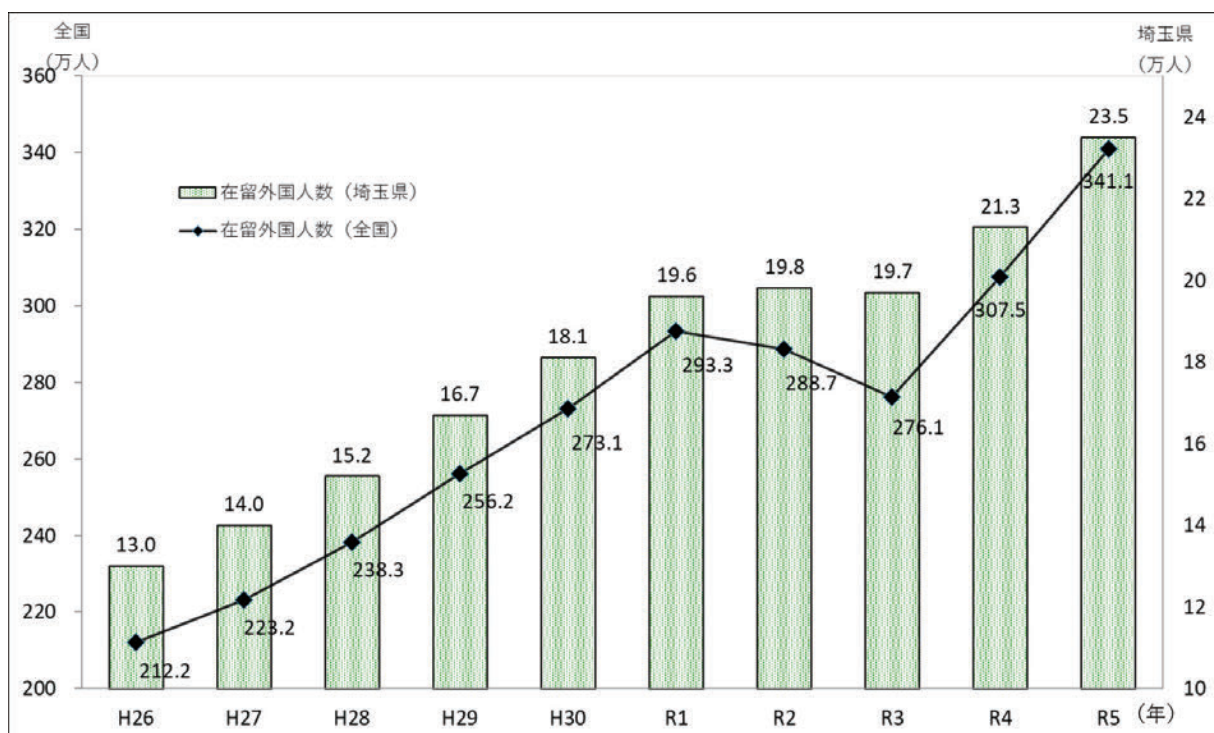
(資料：埼玉県警察本部「交通事故年報「交通安全のために」」)

(8) グローバル化の進展

本県における令和 5 年末（2023 年末）の在留外国人数は、約 23 万 5,000 人となり、県人口に占める割合は約 3.2%となっています。

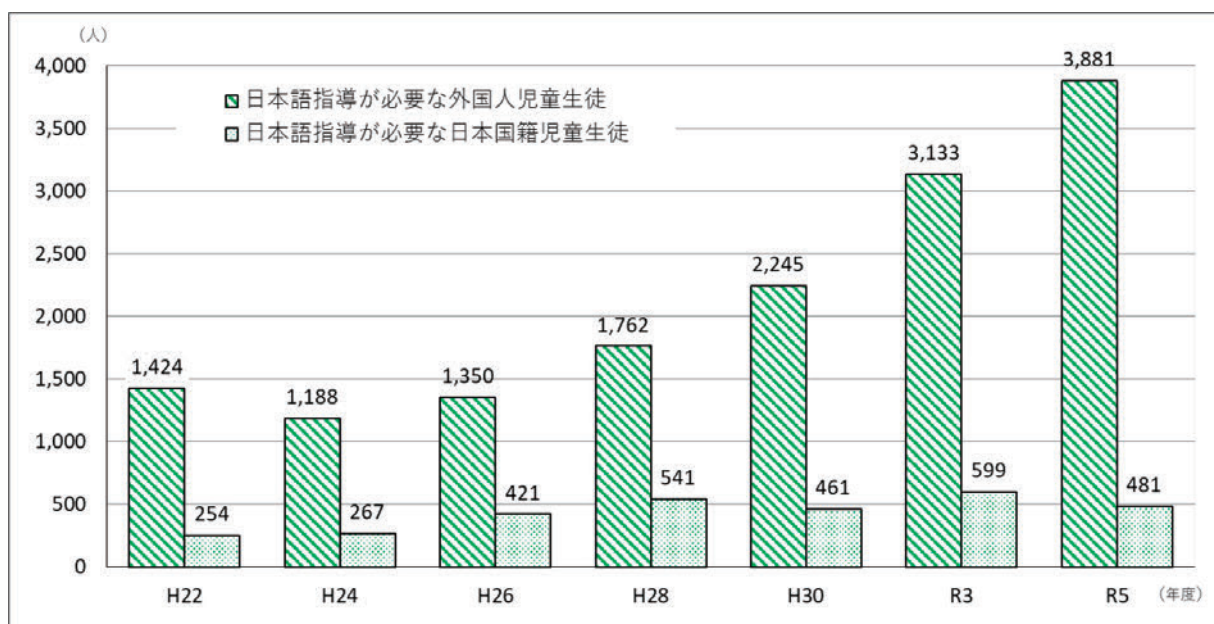
在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和 5 年度（2023 年度）で 3,881 人と、令和 3 年度（2021 年度）より 748 人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

(図表 49) 在留外国人数（埼玉県、全国）（各年 12 月末時点）



（資料：平成 26 年～令和 5 年出入国在留管理庁「在留外国人統計」）

(図表 50) 日本語指導が必要な児童生徒数（埼玉県）



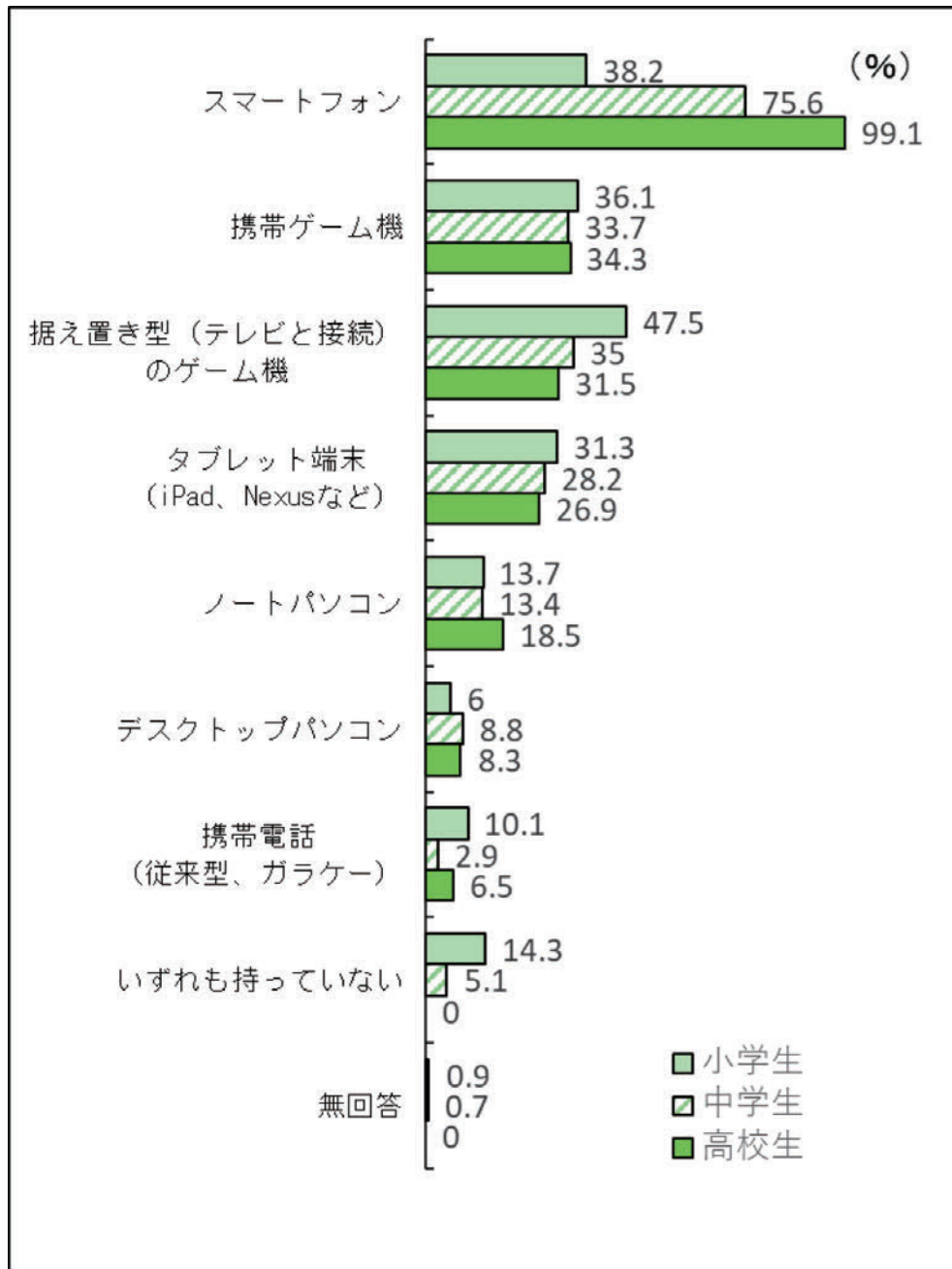
(資料：平成 22 年度～令和 5 年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

(9) インターネットの利用

令和３年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と年齢が上がるにつれて上昇しています。

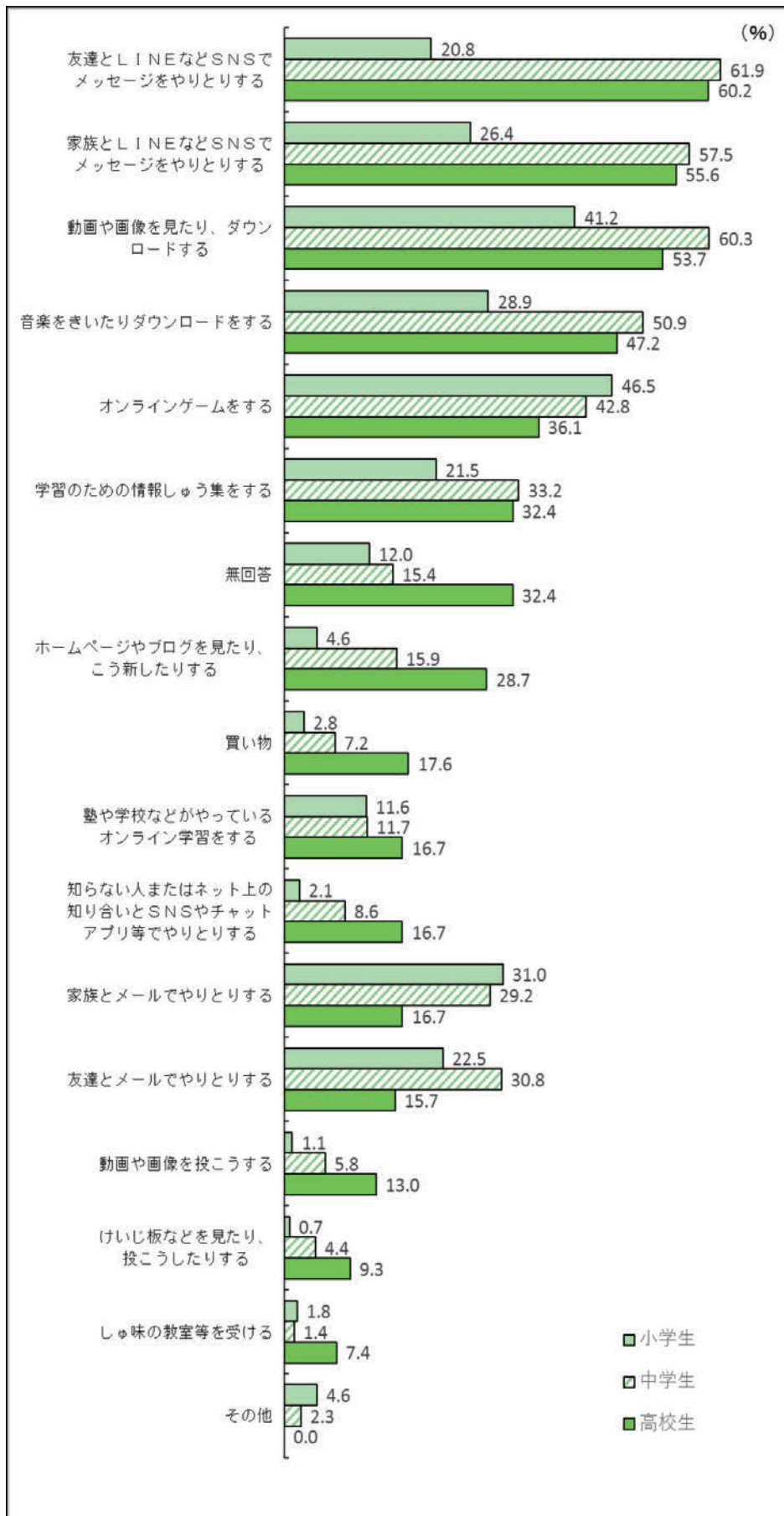
インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多く、他に「学習のための情報しゅう集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

(図表 51) 所有している情報端末機器の保有率（埼玉県）



（資料：埼玉県「令和３年度埼玉青少年の意識と行動調査」）

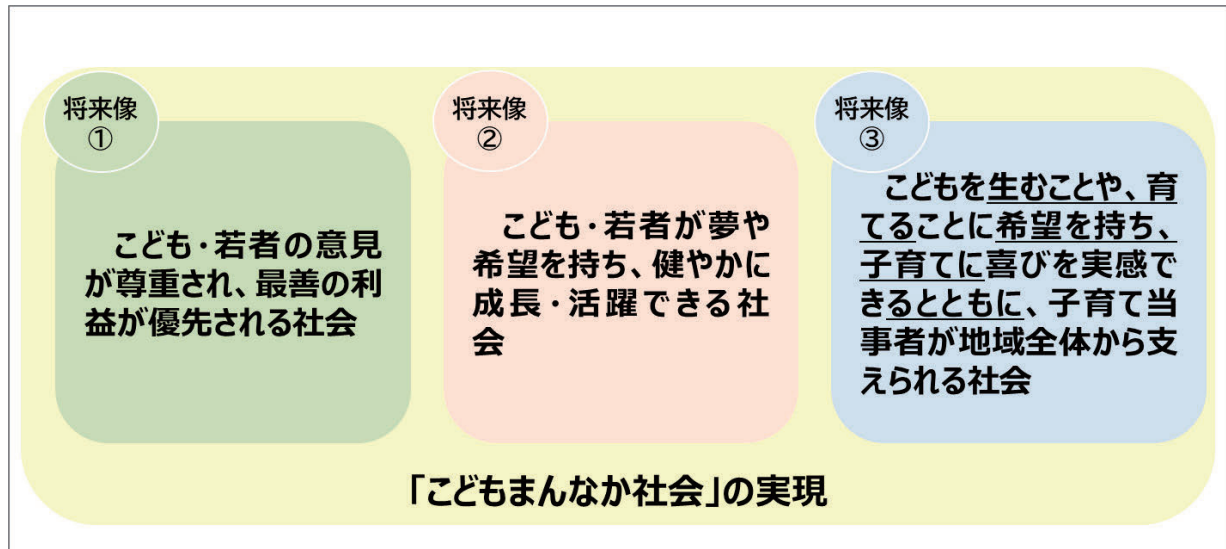
(図表 52) インターネットを利用する目的 (埼玉県)



(資料：埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

Ⅲ 将来像

こども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、本計画では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指します。



こども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して、様々な場面でその年齢及び発達に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、こども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

こども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

将来像 1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

(1) 背景

こどもを権利の主体とし、こどもの最善の利益を第一に考えることを原則に、こどもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿って、「こども基本法」が制定・施行されました。

「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

(2) 目指すべき将来像

全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために、様々な場面でその年齢及び発達程度に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

また、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けない社会を目指します。

将来像 2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

(1) 背景

こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。

親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。

虐待のない社会を実現するとともに、家庭養育を優先しながら、実親による養育が困難であれば、家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるように支援（*）する社会を目指します。*こども・若者等が自立をした後も、必要な支援を実施します。

キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に挑戦することも・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

将来像 3 こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

(1) 背景

未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。

こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。

子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生むことや、育てることができる環境づくりが必要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者や子育て当事者、こども・若者を養育しようと思う者等が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。

結婚・出産や子育てに希望を持つ人が、安心・安全にこどもを生むことや、育てることができるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。

変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。

学校や地域、NPO 等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、家族で共に家事・育児を担う「共育（*7）」の推進を目指します。

*7 こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が、こどもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てをすること